

英国 2008 年気候変動法—低炭素経済を目指す土台

岡久 慶

はじめに

I 背景

II 法案草案の検討と発展

III 法案の審議と議論の要点

IV 2008年気候変動法の概要

V 今後の展望

翻訳：2008年気候変動法

はじめに

2008年気候変動法 (Climate Change Act 2008 (c. 27)) は、2050年までにイギリスにおける温室効果ガス (Green House Gas、以下GHGとする) 排出量を1990年比で80%削減することを最終目標とした法律である。以下、特に言及しない場合であっても、排出量が〇〇%と表記されるときは、1990年比での削減割合として参照されたい。

なお、1990年におけるイギリスのGHG排出量は2億1170万トン(炭素換算^(注1))である。その内1億6800万トンが二酸化炭素(CO₂)で、4370万トンがその他のGHGである。なお、日本の1990年におけるGHG総排出量は二酸化炭素換算^(注2)で12億6100万トンで、炭素換算にするとほぼ3億4081万トンに相当する。

本稿では気候変動法が成立するに至った背景、経緯、施行後の展望について解説し、あわせて同法の本文を訳出した(付随する細則を定めた附則を除く)。

I 背景

イギリスにおいては、気候変動に対する国民の意識は比較的高い。BBCが2007年9月25日に発表した、各国を対象とした世論調査においては、回答者の9割が気候変動について「非常によく」、又は「よく耳にする」と回答しており、

78%の回答者がその原因は「産業、交通等の人的要因に帰するところが大きい」と考え、70%が「気候変動緩和のために思い切った対策」を、25%が「ある程度の対策」を取る必要があると^(注3)考えている。

こうした背景には特に、イギリスで2007年6月から7月にかけて豪雨と洪水が多発し、その根本要因として地球温暖化を指摘する識者やメディアが多かったことも考えられる。^(注4)

また、気候変動の問題を経済面から論じるべきであると主張した上院の経済問題特別委員会^(注5)報告書^(注6)に^(注6)応える形で公表されたスターン報告書は、政府が思い切った政策を打ち出しやすい環境を整える一助となった。

同報告書は、財務省が2005年7月にニコラス・スターン事務次官(当時)を中心とする経済学者チームに作成委託し、2006年10月30日に公表したものである。報告書は、気候変動対策に必要なコストを世界の年間GDPの1%と算出し、これから10～20年間の努力が21世紀後半以降の気候に大きな影響を及ぼすものであり、何ら手を打たなかった場合、世界の年間GDPが今後5%から20%以上恒久的に減少すると警告した。^(注7)

この主張は賛否両論を含めて大きな反響を呼び、当時のブレア首相とブラウン財務相(現首相)は共に、気候変動対策に取り組む重要性を強調する旨の発言をしている。^(注8)

既にイギリスでは、1992年の国連環境開発会議(United Nations Conference on Environment and Development)を受けて気候変動プログラム^(注9)が2000年に公表されていた。その後、2006年には新しい版が公表され、二酸化炭素削減目標^(注10)を達成するための政策を提案していた。2000年プログラムは2010年までに1990年比で二酸化

炭素排出量を20%削減するという、京都議定書で求められるEU目標(2008-2012年間で12.5%削減)^(注11)を超える目標の達成を目指し、2006年版においては、2050年までに二酸化炭素を60%削減するという2003年エネルギー白書で掲げた目標の達成を目指している^(注12)。

しかし、排出量削減は1990年代半ばから横ばいとなり、2007年のエネルギー白書では2010年の二酸化炭素削減率が10.6%、欧州排出量取引制度の効果と2003年白書の政策効果を折り込んでも16%という予測が出され、2010年までに20%削減という目標の達成がおぼつかなくなってきた^(注13)。

こうした政府の動向に反応した環境保護団体「地球の友(Friends of Earth)」は、「大きなお願い(The Big Ask)」と称する運動を開始した^(注14)。この運動の趣旨は、2020年でEU域内の排出量を40%削減し、2050年で100%削減するために、欧州連合加盟国が、法的拘束力を有する年毎の削減目標を定めることである。

2005-2006年会期において、地球の友は気候変動法案を作成し、2005年4月7日、超党派の議員グループを通じて下院に提出した。法案は2010年以降毎年二酸化炭素排出量を3%ずつ削減する規定を含み、法案を支持する時期尚早動議には議員412名の署名が集まった^(注15)。法案は同年5月5日に下院総選挙が実施されたため廃案となったが、法的拘束力を有する同様の削減目標を設定すべきとの声は強まる一方で、2006年8月31日には保守党及び自由民主党の影の内閣の環境相、その他の政党、並びにNGO等の代表がブレア首相に法制化を訴える手紙を送っている^(注16)。

こうした背景のもと、イギリス政府は、気候変動に取り組むためのより強固な法的枠組制定に乗り出すこととなった。そしてその第一歩として、気候変動法案草案(Draft Climate Change Bill)^(注17)が2007年3月に作成され、立法前審査及び

公開協議に付されることとなった。

II 法案草案の検討と発展

当初、気候変動法案草案は、4部45条附則2から構成され、次のような柱を含んでいた。

- (1) 2050年における二酸化炭素排出量を1990年比で60%削減する目標を法制化する。
- (2) 気候変動委員会を設置し、GHG排出削減のための長期的視野に立ち、経済全体を俯瞰した助言を政府に与える役割をこれに担わせる。
- (3) 国内における排出量取引制度を導入するための権限を政府に付与する。
- (4) 政府及び気候変動委員会に対し、GHG排出削減の進捗報告書を議会に提出させる。

草案の公開協議には、16,919件の回答が寄せられ、そのほとんどが政府の提案に前向きなものだった^(注18)。

議会では、草案への関心の高さを反映して、上下両院合同委員会、下院の環境・食料・農村地域委員会、環境監査委員会の3つの委員会が、立法前審査に当たった^(注19)。

草案への反応を受け、政府は2007年10月29日に議会討議資料「英国気候変動法案を前進させる」を発表した。そこでは次の点について検討を重ねる必要が指摘されている^(注20)。

- (1) 2050年60%という法定目標をさらに厳格化する。

具体的には、法定目標に二酸化炭素以外のGHG排出、国際航空及び国際海運によって生じるGHG排出を組み入れることである。ただし、後者に関しては、国際的枠組成立を待つべきであるとした。

なお、イギリスの空港で給油した国際航空による排出量は、2006年で3560万トン(二酸化炭

素換算)^(注26)といわれる。海運に関しては、船舶の燃料積載能力が航空機より優れ、海上給油等も可能であるとの理由から、データが不明確で測定方法も確立されて^(注27)いない。

(2) イギリスの炭素管理の枠組みを透明化し、責任の所在を明確化する。

気候変動委員会に、政府に対する排出量削減割当の決定に関する分析及び助言を公表することを義務づけ、政府には助言を受け入れなかった場合又は削減割当を実現できなかった場合の理由を議会に説明する義務を負わせる。また、国際航空及び国際海運に関しては、気候変動枠組条約に則った年次報告書を提出させる。

(3) 気候変動委員会の役割及び独立性を強化する。

2050年及び2020年の目標を変更し、排出量取引制度を設けるにあたって、気候変動委員会の助言が必要であるとする。委員会の代表執行役及び一般職員の任命を、委員会に委ねることで独立性を強化する。

(4) GHG排出に対するイギリスの指導力をより大きなものとする。

法案をイギリスの低炭素経済への移行に関するより包括的なものとし、炭素削減コミットメント^(注28)の導入、廃棄物削減及びリサイクルの奨励、再生可能燃料導入義務制度の改正等を盛り込む。これらの施策により、2020年までに940万-1390万トン^(注29)の排出削減が見込まれる。また、従位立法^(注30)によって排出量取引制度を設ける権限を政府に付与する。

(5) 気候変動の影響に適応する

既に発生した又は発生しつつある気候変動によって生じるリスクを定期的に予測し、議会に報告する義務を政府に課する。また、それらの

リスクに対応するプログラムを発表し、これを定期的に更新する義務も政府に課する。

こうした検討を踏まえて、気候変動法案は2007年11月14日、上院に提出された。

Ⅲ 法案の審議と議論の要点

気候変動法案は、2007年11月27日の第2読会を通過し、同年12月11日から翌2008年2月6日にかけて委員会審査に付され、2月19日、3月4日、11日、18日の委員会報告を経て3月31日上院を通過した。

2008年4月1日下院に回付提出された法案は、6月9日に第2読会を通過し、6月24日から7月8日にかけて法案担当委員会に付託・審査され、10月28日に委員会報告及び第3読会を終えた。しかし、下院を通過した法案に上院が更なる修正を求めたことで11月17日及び18日に追加審議が行われ、最終的に2008年11月26日女王裁可を受けて成立した。

この法案は「気候変動問題に対する、イギリスの強い指導力を証明する」と位置づけられている^(注30)が、2007年11月27日に発表された国連の人間開発報告書2007/2008では、法案に規定された目標は「意欲が足りない」と酷評された^(注31)。同報告書は、先進国の2050年のGHG削減目標は1990年比で80%でなければならず、相当量の排出が見込まれる航空及び海運による排出に対して、将来的な適用の示唆しかなされてい^(注32)ないことは問題であるとしている。世界各国がこの気候変動法案に倣った場合、危険な気候変動は避けられない、というのである^(注33)。

法案に対して、野党の保守党、自由民主党は、その基本的な方向性については同意したが、細部に関しては意見を異にした。両党は、法案が提案する5年毎の炭素割当の設定(現行法第4～10条)に関して、これを1年毎にしな^(注33)ければ

責任の所在が明確化されないと主張した。しかし、自由民主党は最初から2050年の削減目標を80%にすべきであると主張したのに対し、保守党は、気候変動委員会の役割を強化し、排出削減の目標に関する助言機能ではなく、目標を決める権限を与えるべきだと主張した。^(注34)^(注35)

2050年の削減目標を80%にすべきであるという主張は、先述した地球の友をはじめとする多くのNGOが共有するものであり、上院における審議においてもこの趣旨の修正案が出されたが、2008年2月23日の採決において、148対51で否決されている。^(注36)

しかし2008年10月3日の内閣改造で新設されたエネルギー・気候変動省の主務大臣に就任したエド・ミリバンド氏は、10月16日の下院における報告で目標の80%への引き上げを確約し、同28日の審議において修正（現行法第1条）が行われた。政府が態度を変化させた背景には、2008年2月22日、法案成立に先駆けて委員が任命されていた気候変動委員会が10月7日にその旨の勧告を行っていたことが挙げられている。^(注37)^(注38)同勧告は国際航空及び国際海運によって生じる排出量も80%の削減対象とすることを求めており、同28日の審議において5年以内に規則を定めることで、当該の排出量を削減対象とすることを求める規定（現行法第30条）が含まれることとなった。ただし、同規定には、5年以内に規則を定めることができなかつた場合、議会に理由を説明することでこの義務から逃れる条項も含まれており、自由民主党はこれを批判している。^(注39)

法案の議論で最後まで紛糾したのが、削減目標達成を判断するにあたって、充当できる炭素排出量枠の購入にかかる上限設定である。気候変動法案は、削減目標の達成を判断するにあたって、排出量（炭素勘定）の規則に基くGHG排出量を削減する、大気中からGHGを除去する、又はGHG排出量を買うこと等を可能とし

ている。具体的にいえば、外国で大幅にGHG排出量を削減した者から、その削減分を買うことなどで、目標を達成したと主張することができるのである。これについては、与野党の上院議員及び各団体の代表が連名で書簡を発表し、安易に国外から排出権を購入することを認めれば、イギリスを低炭素経済に移行させるための必要な投資が促進されないとして猛反対し、政府もこれに折れて同18日の審議で炭素勘定に充当できる炭素排出量に上限を定める義務を主務大臣に課することとなった（現行法第11条）。

IV 2008年気候変動法の概要

2008年気候変動法は、6部101か条及び附則8から構成される。特に重要な規定、又は訳文だけでは意味を読解しにくいと思われる規定に関しては、以下にその概要を解説する。また、法律の附則についても、翻訳の対象としていないので、本概要を参照頂きたい。

第1部 炭素ガス排出量削減目標と炭素割当（第1～31条）

(1) 2050年の目標（第1～3条、第24、25、27条）、純炭素勘定

2050年における連合王国の純炭素勘定を、1990年基準で80%低くすることを主務大臣の義務とする。

なお、ここでいう純炭素勘定とは削減対象とされたGHGの総排出量に対して、炭素排出量（後述）の増減を加えた値をいう。なお、イギリスが欧州連合又は国際的な枠組みに基いて課せられた排出量制限が、本法に基く制限よりも緩く、イギリスがその条件をクリアしている場合、その排出量の差分を、イギリス又はその他の国による排出量と相殺するために使うことはできない。

削減対象とされたGHGとは、第24条において、二酸化炭素（1990年）、メタン（1990年）、

亜酸化窒素(1990年)、ハイドロフルオロカーボン(1995年)、パーフルオロカーボン(1995年)、六フッ化硫黄(1995年)と定められている(カッコ内は当該ガスを削減するにあたっての基準年)。1990年が基準年となっていないものもあるが、本法で1990年基準というときは、それぞれのガスの基準年を意味する。なお、主務大臣は命令によって、削減対象とされるGHGの種類を拡大することができる。

主務大臣は、命令によって80%という削減目標及び基準年を変更することが可能である。しかし、変更にあたっては、気候変動に関する知識の発展、国際的な法又は政策の変更(例えば気候変動に関する新たな国際協定が結ばれる等)、さらに前述した削減対象とされるGHGの種類^(注42)の拡大、国際航空及び国際海運によって生じるGHGの削減対象化といった条件が必要となる。

命令の制定にあたって、主務大臣は気候変動委員会の助言及びその他の国家機関の建議を考慮し、しかる後に議会の肯定的決議^(注41)手続に従わなければならない。

(2) 炭素割当、炭素排出量(第4～11条、第26条)

主務大臣は、命令によって2008-2012年を最初とする5年毎の期間をそれぞれ「割当期間(budgetary period)」として設定し、それぞれの期間において達成すべきGHG削減を反映した排出量「炭素割当(carbon budget)」を決めなければならない。2018-2022年間の各年分の炭素割当は1990年比で26%低くならず、2050年を含む割当期間における各年の炭素割当は80%低くならない。主務大臣はまた、命令によって上記の炭素割当を変更することが可能である。

いずれの命令の制定にあたって、主務大臣は、気候変動委員会の助言及びその他の国

^(注42)家機関の建議、気候変動に関する知識の発展、国際的な法又は政策の変更、前述した削減対象とされるGHGの種類^(注42)の拡大、国際航空及び国際海運によって生じるGHGの削減対象化、社会状況や財政状況等を考慮に入れなければならない。いずれの命令も、議会の肯定的決議手続に従う。

なお主務大臣は、他の国家機関と協議し、気候変動委員会の助言を考慮した上で、肯定的決議手続に従う命令によって、炭素勘定に加えられる炭素排出量^(注43)充^(注44)当及び引落総計の上限を定めなければならない(以上、第11条)。

炭素排出量(carbon units)とは、主務大臣の定める規則によって指定された、排出量(炭素勘定)の規則に基く、GHG排出量を削減する、大気中からGHGを除去する、又はGHG排出量に上限を課する制度及び取決め(例えば排出量取引制度)に基いて許可された排出量を表す単位をいう。

GHG排出量を計量するにあたって、炭素排出量の充^(注43)当が認められれば、その炭素排出量分だけ余分な排出が可能となり、炭素排出量の引落しが認められれば排出枠を減らさなければならない。例えば、炭素回収・貯留(carbon capture and storage、CCS)によって減った炭素排出量分を充^(注44)当すれば、計量される排出量(=炭素勘定)は減ったという扱いとなり、その分だけ排出ができることとなる。

政府は炭素排出量を記録・登録し、その運用を管理する制度を定め、機関を任命することができる。(以上、第26条)

(3) 炭素割当を実現するための提案と政策(第13～15条)

炭素割当を実現するための提案と政策を策定することを、主務大臣の義務とする。当該の提案・政策は、2050年及びその後の年の炭素割当を念頭に置いた長期的な視野を持つものでなけ

ればならない。

主務大臣は5年毎の炭素割当を命令によって定めるにあたっては、当該の割当期間を含めた現在及び将来の割当期間における炭素割当を実現するための提案・政策、その実行のタイムテーブルを叙述する報告書を、連合王国各地方の自治政府大臣と協議した上で準備し、議会に提出しなければならない。報告書には、提案及び政策の経済に与える影響の説明が含まれていなければならない。

(4) 目標が達成されたか否かの決定(第16～20条)

主務大臣は、2008年以後毎年、連合王国のすべての及び削減対象とされたGHGの排出量、除去量及び純排出量(排出量から除去量を減じた数値)、それらの量の前年度比の増減及びそれらの量を計測し、計算する手段等に関する情報を含んだ報告を議会に提出しなければならない。

国際航空及び国際海運によるGHGの排出量を報告に含めることが求められていない場合であっても、連合王国が国際的な炭素排出報告の慣行に則り当該年に報告することが求められている当該排出量を、すべて提示しなければならない。

主務大臣は、ある割当期間の炭素割当の一部(全体の1%まで)を、先立つ割当期間に繰り戻すことができる。これにより、後の期間の炭素割当は減らされ、先立つ期間はその分だけ炭素割当が増えることとなる。逆にある割当期間の炭素割当が当該期間の連合王国の純炭素勘定を超えた量(つまり、炭素割当を超えた排出量)の全部又は一部を、後の割当期間へと繰り越すことができる。これにより、後の期間の炭素割当は、繰り越された分だけ増えることとなる。炭素割当の繰越し及び繰戻しを行うにあたっては、他の国家機関との協議及び気候変動委員会

の助言を考慮する必要がある。

主務大臣は、各割当期間毎に(期間終了2年後の5月13日までに)、連合王国の削減対象とされたGHGの排出量、除去量及び純排出量の同期間における最終的総量を提示する報告を議会に提出しなければならない。報告には、当該期間内における炭素排出量の充当及び引落とし、炭素割当の繰越し及び繰戻し、そして当該期間の炭素割当が含まれ、最終的に割当を実現したか否かはこれを見て判断される。炭素割当が達成されていない場合、その理由を報告にて説明し、実効可能な限り速やかに、主務大臣は将来の期間において当該排出を補填するための提案及び政策を説明した報告書を議会に提出しなければならない。

また主務大臣は、2052年5月31日までに、2050年における最終的な連合王国の排出量、除去量及び純排出量を報告しなければならない。報告には、同年における炭素排出量の充当及び引落とし、炭素割当の繰越し及び繰戻し、そして同年の炭素割当が含まれるものとし、最終的に割当を実現したか否かはこれを見て判断される。

(5) その他(第30～31条)

主務大臣が規則によって定めない限り、国際航空及び国際海運によるGHGの排出量は、連合王国を発生源として生じる排出量には算入しない。

主務大臣は、2012年12月31日を終期とする割当期間が終了する前に、当該の排出量を連合王国を発生源として生じる排出量とみなす状況及び範囲を規則によって定めるか、同規則を定めなかった理由を説明する報告書を議会に提出するか、いずれかのことを行わなければならない。

規則を制定する場合、連合王国を発生源とする排出を発着いずれかの起点を連合王国とする

国際航空及び国際海運に限定し、該当する期間を限定し、その他該当する排出の態様を定める等の規定を設けることができる。

規則命令の制定にあたって、主務大臣は気候変動委員会の助言を考慮し、しかる後に議会の肯定的決議手続に従わなければならない。

第2部 気候変動委員会(第32～43条)

気候変動法第2部及び附則第1により、新しい外郭公共団体「気候変動委員会(Committee on Climate Change)」が設置される。気候変動委員会は、主務大臣が任命した委員長及び主務大臣、スコットランド政府閣僚、ウェールズ政府閣僚及び所管の北アイルランド省庁が、委員長と協議した上で指名した5～8人の委員で構成される(第32条)。なお、委員会の代表執行役及び一般職員は委員会によって任命される(附則第1)。

委員会は、第1部で挙げた2050年の目標、炭素割当、炭素排出量利用の上限、国際航空及び国際海運による排出等に関する助言を主務大臣に与え、その内容を公表しなければならない(第33～35条)。

これに加え、委員会は、第1部で定められた炭素割当(第1部(2)参照)及び2050年の目標(第1部(1)参照)達成の進捗、さらなる対策、そして割当及び目標達成の可能性の見込みを叙述した報告書を、毎年議会及び分権された立法府に提出しなければならない。^(注43)

また特定の割当期間が終了して2年後に提出される報告書においては、当該期間の割当が達成されたか否かの記述、当該期間において連合王国による削減対象とされたGHGの純排出量を削減するためとられた活動に関する見解を含めなければならない(第36条)。

主務大臣は気候変動委員会の提出する報告書に対して、他の国家機関と協議した上で回答を用意し、議会に提出しなければならない(第37

条)。

気候変動委員会は、国家機関の要請に応じて、気候変動に関連した助言、分析、情報又はその他の援助を与えなければならない(第38条)。

国家機関は気候変動委員会に交付金を与え、また、委員会がその機能を果たすにあたっての指導及び指示を与えることができる(第40～42条)。

第3部 取引制度(第44～55条)

気候変動法第3部及び附則第2～4は、主務大臣及び分権政府に、気候変動委員会の助言を考慮した上で、GHG排出量に関連する取引制度を設ける従位立法を定める権限を付与することを規定する。取引制度とは、直接的であれ間接的であれ、GHG排出を惹起する活動自体を制限し、又は制限を奨励すること、並びにGHG排出の削減又は大気中からのGHG除去を直接的若しくは間接的に惹起する活動を奨励するために運営される制度である。

なお、取引制度制定にあたっては、主務大臣は当事者と協議し、気候変動委員会の助言を考慮しなければならない。

(1) 規則によって定めることのできる、又は定めるべき事項(第46条、附則第2)

附則第2においては、GHG排出を増加させる活動を制限する取引制度とGHG排出を削減する活動を奨励する取引制度の2種類について規定が設けられている。

(a) GHGを排出させる活動を制限する取引制度

ここでは、GHGの排出を内容とする活動、又は直接的若しくは間接的にそのような排出に寄与する活動を制限し、又は制限することを奨励する制度を扱う。

この取引制度は、制度が運用される取引期間、

制度が適用される活動及び制度運用の単位(適用対象活動そのもの、活動で消費するもの、活動で発生するもの、その他活動の結果)及び参加者(直接標記せず基準を標記するだけでもよい)を規定することによって運営される。

取引制度は、参加者に許可量を割り当て、制度対象の活動を一定量許可することができる。しかし、金銭支払いの代償として、許可量を割り当てることはできない。

制度の規則は、参加者に異なる取引期間における許可量の繰越し、繰戻しを行うことで、活動量をすべてカバーできるだけの許可量を確保することを求めることができる。また、規則はGHG排出削減及びGHG除去を表す証明(credit)を確保することで、活動量のカバーを行うことを許可し、又は要請することができる。ただし、購入できる証明の量に上限を課することも可能である。制度は、活動量をカバーするのに十分な許可量及び証明を持たない者に課金することができる。

取引制度は、許可量及び証明の取引を行うこと、及び制度が運用される状況を定めなければならない。取引には第三者の加入を認めることも可能であり、活動遂行にあたって認可が必要となること、(国内、欧州、国際を問わず)他の取引制度における許可量、証明、証書(certificate)その他の単位の流用を認めることもできる。

(b) GHGを削減する活動を奨励する取引制度

ここでは、GHG排出の削減又は大気中からのGHGの除去を内容とする活動、又は直接的若しくは間接的に当該削減又は除去の要因となり、若しくはこれに寄与する活動を奨励する制度を扱う。

この取引制度は、制度が運用される取引期間、制度が適用される活動及び制度運用の単位(適用対象活動そのもの、活動で消費するもの、活

動で発生するもの、その他活動の結果)及び参加者(直接表記せず基準を表記するだけでもよい)を規定することによって運営される。

取引制度は、取引期間中に達成すべき参加者の目標を設定し、証書を発行することを定めなければならない。証書は、参加者が行った特定の活動量を証明するものとなるが、他の者の活動を証明するものとして扱うこともできる。制度は取引期間終了時に、各参加者に目標を達成できるだけの証書を保持していることを要請しなければならない。制度は、目標を達成するのに十分な証書を持たない者に課金することができる。

制度は当該制度に基く証書の取引を許可し、取引が運営される状況を叙述しなければならない。取引に第三者(取引以外で制度に参加していない者)も参加することが可能であり、(国内、欧州、国際を問わず)他の取引制度における許可量、証明、証書その他の単位の流用を認めることもできる。

(a)、(b)いずれの制度に関する規定も、制度の運営者を指名し、機能を付与することを可能としている。運営者は国家機関、公共機関又はその共同でなければならない。制度は、参加者、その義務、取引その他の情報を記録する登録簿を作成し、維持することを定めることができる。制度に関する規則は特定の情報(参加者の制度下における実績)を公表することができる。

制度は運営者が他の制度における取引単位を購入すること、制度運営のための料金を参加者及び取引相手に課することを可能とする。

制度は参加者のコンプライアンス監視について規定を設け、参加者による記録管理を義務づけ、参加者への質問、参加者の場所・施設への立入調査、参加者の記録押収等を定めることができる。

制度は非コンプライアンスに対して課せら

れる過料及び制度に係る刑事犯罪(罰則は最高1年の拘禁刑及び5,000ポンドの罰金)を定めることができる。

(2) その他の補足(第50～54条、附則第4)

附則第4は、取引制度制定の目的のため、国家機関、環境庁及びスコットランド環境庁に、電気事業者及び取引制度参加者から連絡先、電力消費量、既に参加している気候変動協定等の情報を提供させる権限を付与するものである。情報提供を求める通知に従わなかった者は、最高で5,000ポンドの罰金を科される。

この規定は、イギリス政府が2007年エネルギー白書で発表した炭素削減の責任を短期間で履行するために導入されたものである。

収集された情報は、他の環境関連機関又は制度運営者と共有することができる。これを除く附則の他の規定は、2011年1月1日をもって失効する(第50条、附則第4)。

国家機関は制度運営者がその機能を果たすにあたっての指導及び指示を与え、制度運営者及び制度参加者に交付金を与えることができる(第51～53条)。

第4部 気候変動の影響と気候変動への適応(第56～70条)

主務大臣は、気候変動による連合王国へのリスクを評価し、報告書として議会に提出しなければならない。最初の報告書は2012年1月26日までに、それ以降の報告書は以後5年毎に公表しなければならない。報告書を提出してから可能な限り早く、主務大臣は評価されたリスクへの対応策を含むプログラムを発表しなければならない。気候変動委員会は、リスク評価報告書に対して主務大臣に助言を与え、対応策を含むプログラムの進捗について議会に報告する義務を負う。北アイルランド政府省庁も、同様のプログラムを北アイルランド議会に提出する義務を

負う(第56～60条)。

主務大臣及びウェールズ政府閣僚は、政府省庁及び議会を除く公共機関及び公共性を持つ機関に対し、気候変動のリスクを評価し、リスクに対応した政策及び提案を叙述した報告書を準備し、その政策及び提案の進捗を評価することを、指示又は指導することができる(第61～69条)。

第5部 その他の規定(第71～88条、附則第5)

第5部には、GHG排出削減を目的とした細部の施策が盛り込まれている。

(1) 廃棄物削減制度(第71～75条、附則第5)

1990年環境保護法を改正し、主務大臣が指定した廃棄物収集当局が廃棄物削減制度を試行的に導入することを可能とする。^(注44)主務大臣は気候変動法成立後3年以内に同制度に関する報告書(それが可能でないなら中間報告書)を議会に提出し、その後、廃棄物削減制度を指定した地域以外に拡大するか、又は制度を廃止することができる。

廃棄物削減制度は附則第5において、廃棄物を減らし、リサイクルを増やすための財政的動機付けを与えることと定義されている。

廃棄物削減制度を施行するにあたっては、当該廃棄物収集当局担当地域におけるリサイクルが主務大臣の指導によって明示した基準を満たしていること、特定のグループが過剰な不利益を被らないようにすること、廃棄物の不法投棄を防ぐための方策を講じること等の条件を満たさなければならない。

具体的な財政的動機付けとは、地方税その他支払金の払戻し又は課金のいずれかによって行われ、後者は収集する廃棄物を収納するための^(注45)容器を指定し、その大きさ、数、収集頻度によって額を変動させることができる。当該の額を、収集に関する費用と連動させる必要はない。

(2) 使い捨て買物袋の規制(第77条、附則第6)

イングランドにおいて主務大臣、ウェールズにおいてウェールズ政府閣僚、北アイルランドにおいて北アイルランド政府省庁は、販売業者に使い捨ての買物袋に対する課金を義務づける規則を定めることができる。

規則は課金の最低基準を定めるか、規則に則って金額を決定するかのいずれかを指定する。また、「使い捨て買物袋(single-use carrier bag)」の定義は、大きさ、厚さ、材質及び用途等につき、規則の中で定義される。

規則は規則の運営を担当する者を任命することが可能であり、任命された運営者は規則に違反した者に対しては、最高5,000ポンド以下の定額罰金、又は任意額の罰金若しくは再発防止を目的としたその他の態様の要件を、裁量に基いて課することができる。

(3) 再生可能燃料導入義務制度の修正(第78条、附則第7)

同制度は、2004年エネルギー法(Energy Act 2004(c. 20))附則第5において導入されたもので、交通燃料供給業者に一定の期間内に、指定した量の再生可能燃料を供給したことを証明する義務を負わせる制度である。

気候変動法では、当該制度の運営者を規則によって変えること、主務大臣が運営者に指示を与えること、運営者に環境への影響が好ましいと思われる燃料を振興する義務を課すこと等を可能とする規定を定めている。

V 今後の展望

気候変動委員会は2008年12月1日に設立記念報告書「低炭素経済の確立—イギリスが気候変動に取り組むためにできること」^(注46)を発表した。最後に、同委員会の気候変動対策に関する主要な提案について、同報告書の内容を要約してまとめてみた。

(1) 2050年の達成目標

イギリスは1990年比で80%、2005年比で77%のGHG排出量削減を目指すべきである。この数値には国際航空及び国際海運による排出量も含まれるべきであり、この分野の削減が80%に満たない分は、他の分野における削減で補填しなければならない。この目標は世界全体で50%という大目標に鑑みて妥当な数値であり、適切な政策及び早急な行動があれば、その經常コストは2050年時点における国内総生産の1-2%に抑えられる。気候変動に無策で臨むことの影響及び經常コストを考えれば、この犠牲は受け入れるべきである。

(2) 最初の割当期間3期

これは、2008-2012年、2013-2017年及び2018-2022年の各割当期間のことである。気候変動法は、最後の期間における削減目標を最低でも26%としているが、それ以外の詳細は気候変動委員会の助言に基いて主務大臣が決定することと定めている(現行法第4-5条)。

気候変動委員会は、最終期の目標として、2009年12月にコペンハーゲンで開催され、2013年以降の気候変動緩和の枠組みを定める予定となっている気候変動枠組条約の第15回締約国会議において、枠組みが定められた場合には希望割当(intended budget)として42%減、国際合意が成立するまでの暫定的割当(interim budget)として34%減を提案している。なお、欧州連合の排出量取引制度に基く排出権は、民間企業が購入することに関して制限はしないが、政府が購入できるのは上記の希望割当が導入されたときに限られ、年間2300万トン(二酸化炭素換算)を上限とする。欧州連合以外からの排出権の購入は規制する。

^(注47) 必要コストは2020年時点における国内総生産の1%である。

(3) エネルギー生産の低炭素化

風力発電は不安定性という問題を抱えるが、イギリスの有力な電力源(2020年に総発電量の30%以上)となりうる。風力発電の発展速度が政府の再生可能エネルギー戦略の予想を下回った場合、核廃棄物処理に関する不安が解消されるならば、原子力発電の発展を加速するべきである。

炭素回収・貯留技術は、排出削減のために早急な開発が望まれる。大規模施設におけるCCS技術の有効性を証明し、広範な展開にかかるコスト及び時間を計るためのプロジェクトに投資を惜しんではならない。CCS普及政策の一環として指定した年(例えば2020年)以降に建設する石炭による火力発電所はCCS設備を備えることを、既存の当該発電所には一定期間内にCCS設備を装着することを義務づける。

注

* インターネット情報はすべて2009年2月27日現在である。

- (1) 炭素換算の1トンは、二酸化炭素換算の3.7トンに相当する。本数値は以下の資料を参照した。Department for Environment, Food and Rural Affairs, *Climate Change The UK Programme: Summary*, Nov. 2000, p.9. <<http://www.defra.gov.uk/environment/climatechange/uk/ukccp/2000/pdf/summary.pdf>>
- (2) 環境省「2007年度(平成19年度)温室効果ガス排出量」<<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg/2007sokuho.pdf>>
- (3) BBC World Service, *All Countries Need to Take Major Steps on Climate Change: Global Poll*, p.15. <http://news.bbc.co.uk/2/shared/bsp/hi/pdfs/25_09_07climatepoll.pdf>
- (4) Steven Morris and Alok Jha, *Climate warning raises long-term flood fears*, Aug. 3, 2007. <<http://www.guardian.co.uk/environment/2007/aug/30/weather.flooding>>
- (5) House of Lords Select Committee on Economic

Affairs, *The Economics of Climate Change Volume I: Report*, Jul. 6, 2005, p.55. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/ld200506/ldselect/1deconaf/12/12i.pdf>>

- (6) *Stern Review final report*. <http://www.hm-treasury.gov.uk/stern_review_report.htm>
- (7) *Stern Review: The Economics of Climate Change Summary of Conclusions*, p.vi. <http://www.hm-treasury.gov.uk/d/Summary_of_Conclusions.pdf>
- (8) *BBC News, Climate change fight 'can't wait'*, Oct. 31, 2006. <<http://news.bbc.co.uk/2/hi/business/6096084.stm>>
- (9) Department for Environment, Food and Rural Affairs, *Action in the UK - UK Climate Change Programme 2000*. <<http://www.defra.gov.uk/environment/climatechange/uk/ukccp/2000/index.htm>>
- (10) Department for Environment, Food and Rural Affairs, *Climate Change The UK Programme 2006*, Mar. 2006. <<http://www.defra.gov.uk/environment/climatechange/uk/ukccp/pdf/ukccp06-all.pdf>>
- (11) *Ibid.*, p.3.
- (12) *Ibid.*, p.24.
- (13) Elena Ares, *Climate Change Bill* (House of Commons Library Research Paper 08/53), Jun. 6, 2008, pp.7, 10. <<http://www.parliament.uk/commons/lib/research/rp2008/rp08-053.pdf>>
- (14) 次のサイトを参照。<<http://www.thebigask.eu/>>
- (15) *Climate Change Bill* <http://www.publications.parliament.uk/pa/pabills/200506/climate_change.htm>
- (16) Early day motion. 下院における審議において提出される動議。実際に議論されることは少なく特定議員の見解表明、特定の運動などへの注意を惹き、署名を通じて支持の度合いを計るのに使われる。
- (17) Michael Meacher, *Climate Change*, EDM 178, May 24, 2005. <<http://edmi.parliament.uk/EDMi/EDMDetails.aspx?EDMID=28373>>
- (18) 以下のウェブページを参照。<<http://www.endsreport.com/docs/20060907a.doc>>

- (19) Department for Environment, Food and Rural Affairs, *Draft Climate Change Bill*, March 2007. <<http://www.official-documents.gov.uk/document/cm70/7040/7040.pdf>>
- (20) Department for Environment, Food and Rural Affairs, *Summary of responses to the consultation on the draft Climate Change Bill from 13 March – 12 June 2007*, Oct. 2007, p.2 <<http://www.defra.gov.uk/ENVIRONMENT/climatechange/uk/legislation/pdf/summary-responses.pdf>>
- (21) Department for Environment, Food and Rural Affairs, *Taking Forward the UK Climate Change Bill: The Government Response to Pre-Legislative Scrutiny and Public Consultation*, Oct. 2007, p.4. <<http://www.official-documents.gov.uk/document/cm72/7225/7225.pdf>>
- (22) *Joint Committee on the Draft Climate Change Bill – First Report*, Aug. 3, 2007. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/jt200607/jtselect/jtclimate/170/17002.htm>>
- (23) *Environment, Food and Rural Affairs – Fifth Report*, Jul. 4, 2007. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200607/cmselect/cmenvfru/534/53402.htm>>
- (24) Environmental Audit Committee, *Beyond Stern: From the Climate Change Programme Review to the Draft Climate Change Bill*, Jul. 10, 2007. <<http://www.parliament.the-stationery-office.com/pa/cm200607/cmselect/cmenvaud/460/460.pdf>>
- (25) Department for Environment, Food and Rural Affairs, *Taking Forward the UK Climate Change Bill: The Government Response to Pre-Legislative Scrutiny and Public Consultation*, Oct. 2007, p.7-8. <<http://www.official-documents.gov.uk/document/cm72/7225/7225.pdf>>
- (26) *Op. cit.* (13), p.76.
- (27) *Op. cit.* (21), pp.82-83.
- (28) Carbon Reduction Commitment. 2008年1月1日から12月31日にかけて、半時間あたりの消費電力が6000MWhを超える公共・民間部門に適用される制度。参加者は年度初めに許可量をオークションで購入する。その収益は参加者に還元されるが、排出ランキングにおける順位次第でボーナス又はペナルティが加算される。詳細は以下の環境・食料・農村地域省のウェブページを参照されたい。<<http://www.defra.gov.uk/environment/climatechange/uk/business/crc/index.htm>>
- (29) 議会制定法に定められた権限に基づき、細則を定める法令。規則、命令等が該当する。
- (30) *Op. cit.* (19), p.16.
- (31) United Nations Development Programme, *Human Development Report 2007/2008 Fighting climate change: Human solidarity in a divided world*, 2007, P.121. <http://hdr.undp.org/en/media/HDR_20072008_EN_Complete.pdf>
- (32) Hilary Osborne and Haroon Siddique, “Green policies: how the three parties compare Where do Labour, the Tories and the Lib Dems really stand on climate change?“, *The Guardian*, Sep. 13, 2007 <<http://www.guardian.co.uk/politics/2007/sep/13/greenpolitics.uk1>>
- (33) *Op. cit.* (13), pp.28-29.
- (34) *Op. cit.* (13), p.28.
- (35) Hilary Osborne and Alison Benjamin, “Q&A: Climate change bill”, *The Guardian*, Oct. 29, 2007. <<http://www.guardian.co.uk/environment/2007/oct/29/climatechange.greenpolitics>>
- (36) 次の議会ウェブページを参照。<<http://www.publicwhip.org.uk/division.php?date=2008-02-25&number=2&dmp=1030&house=lords>>
- (37) ビジネス・企業・規制改革省が担当していたエネルギー政策及び環境・食料・農村地域省が担当していた気候変動緩和政策を継承して新設された省である。詳細は下記の同省ウェブページを参照。<<http://www.decc.gov.uk/en/content/cms/about/about.aspx>>
- (38) Juliette Jowit, “End use of fossil fuels in 20 years, UK warned”, *The Guardian*, Oct. 7, 2008. <<http://www.guardian.co.uk/environment/2008/oct/07/carbon.emissions.targets>>
- (39) 自由民主党ウェブサイトの次のページを参照。

<<http://www.libdems.org.uk/home/climate-change-act-2008-305445;show>>

- (40) Allegra Stratton, “Peers win concession on offset limits in climate bill”, *The Guardian*, Nov. 18, 2008.

<<http://www.guardian.co.uk/environment/2008/nov/18/climate-change-carbon-emissions>>

- (41) 委任立法が制定される手続きは、議会各院の肯定決議がなければ成立しない「肯定的決議手続 (affirmative resolution procedure)」と、議会各院の否定決議がなければ成立する「否定的決議手続 (negative resolution procedure)」の2種類に大別される。決議方法は、元となる制定法によって定められる。権限行使について意見の対立が予想される委任立法は、多くの場合、より成立難度の高い肯定的決議手続に依る。肯定的決議手続の全体に占める割合は少なく、10%程度である。

- (42) National Authority. この法律において基本的に、ウェールズにおいてはウェールズ政府閣僚、スコットランドにおいてはスコットランド政府閣僚、北ア

イルランドにおいては北アイルランド政府省庁を意味する。

- (43) ウェールズ国民議会、スコットランド議会及び北アイルランド議会をいう。

- (44) 都市固形廃棄物の収集に責任を負う地方自治体。イングランドにおいては、ディストリクト参事会又は単一自治体 (ディストリクト及びその上の地方自治単位であるカウンティを合併した自治体) のこと。

- (45) なお、気候変動法第76条には、規定に従わない形で出されている家庭廃棄物の収集を行わなくてもよいとの規定がおかれている。

- (46) Committee on Climate Change, *Building a low-carbon economy - the UK's contribution to tackling climate change*, Dec. 2008. <<http://hmccc.s3.amazonaws.com/pdf/TSO-ClimateChange.pdf>>

- (47) 報告書は報告書発表時点と比較して、経済規模を130%と予測している。 *Ibid.*, p.xxii.

(おかひさ けい・海外立法情報課)

2008年気候変動法

(2008年法律27号)

Climate Change Act 2008

Chapter 27

岡久 慶訳

【目次】

第1部 炭素ガス排出量削減目標及び炭素割当

2050年の目標

第1条 2050年の目標

第2条 2050年目標又は基準年の改定

第3条 2050年の目標又は基準年を改定する命令に関する協議

炭素割当

第4条 炭素割当

第5条 炭素割当のレベル

第6条 目標パーセンテージの改定

第7条 目標パーセンテージを設定又は改定する命令に関する協議

第8条 割当期間における炭素割当の設定

第9条 炭素割当に関する協議

第10条 炭素割当に関連して考慮すべきこと

炭素排出量利用の上限

第11条 炭素排出量利用の上限

年次範囲指標

第12条 連合王国の純炭素勘定のための年次範囲指標を定める義務

炭素割当を達成するための提案及び政策

第13条 炭素割当を達成するための提案及び政策を準備する義務

第14条 炭素割当を達成するための提案及び政策を報告する義務

第15条 気候変動に関する連合王国の国内活動の必要性を考慮する義務

目標が達成されたか否かの決定

第16条 連合王国の排出に関する年次報告

第17条 ある割当期間から別の割当期間へ炭素割当を移す権限

第18条 割当期間の最終報告

第19条 炭素割当の超過分を補填するための提案及び政策を報告する義務

第20条 2050年のための最終報告

割当又は割当期間の変更

第21条 炭素割当の変更

第22条 炭素割当改正に関する協議

第23条 割当期間の変更

削減対象とされた温室効果ガス

第24条 削減対象とされた温室効果ガス

第25条 二酸化炭素を除く削減対象とされた温室効果ガスの基準年

炭素排出量、炭素勘定及び連合王国の純炭素勘定

第26条 炭素排出量及び炭素勘定

第27条 連合王国の純炭素勘定

第28条 第26条又は第27条に基く規則のための手続き

その他の補足的規定

第29条 連合王国による温室効果ガスの排出及び除去

第30条 国際航空及び国際海運による排出

第31条 第30条に基く規則のための手続き

第2部 気候変動委員会

委員会

第32条 気候変動委員会

委員会の機能

第33条 2050年の目標レベルに関する助言

第34条 炭素割当に関する助言

第35条 国際航空及び国際海運による排出に関する助言

第36条 進捗に関する報告

第37条 委員会報告に対する回答

第38条 要請に応じ助言又はその他の援助を与える義務	第62条 報告機関に対する主務大臣による指示
補足的規定	第63条 主務大臣の指示の遵守
第39条 補助的権限	第64条 分権された機関の同意又は分権された機関との協議
第40条 委員会への交付金	第65条 指示を与える権限の行使に関する報告書
第41条 指導を行う権限	報告機関：ウェールズに分権された機能
第42条 指示を与える権限	第66条 報告機関に対するウェールズ政府閣僚による指導
解釈	第67条 ウェールズ政府閣僚による報告準備の指示
第43条 第2部の解釈	第68条 ウェールズ政府閣僚の指示の遵守
第3部 取引制度	第69条 主務大臣の同意又は主務大臣との協議
取引制度	解釈
第44条 取引制度	第70条 解釈
第45条 取引制度が該当する活動	第5部 その他の規定
第46条 規則によって定めることのできる、又は定めるべき事項	廃棄物削減制度
機関及び規則	第71条 廃棄物削減制度
第47条 所管の国家機関	第72条 廃棄物削減規定：試行
第48条 規則制定のための手続き	第73条 廃棄物削減規定：報告書及び審査
第49条 規則に関する細則その他の補足的規定	第74条 廃棄物削減規定：中間報告書
その他の補足的規定	第75条 廃棄物削減規定：展開又は廃止
第50条 情報	家庭廃棄物の収集
第51条 指導を行う権限	第76条 家庭廃棄物の収集
第52条 指示を与える権限	使い捨て買物袋の課金
第53条 管理者及び参加者に対する交付金	第77条 使い捨て買物袋の課金
第54条 派生的規定を設ける権限	再生可能燃料導入義務制度
解釈	第78条 再生可能燃料導入義務制度
第55条 第3部の解釈	炭素排出削減目標
第4部 気候変動の影響と気候変動への適応	第79条 炭素排出削減目標
国家報告書及びプログラム	雑則
第56条 気候変動の影響に関する国家報告書	第80条 気候変動に関する報告書：ウェールズ
第57条 気候変動の影響に関する報告書に対する気候変動委員会の助言	第81条 ウェールズにおける気候変動対策報告書
第58条 気候変動への適応のプログラム	第82条 以前の報告義務の廃止
第59条 適応に関連した進捗に関する報告	第83条 報告に関する指導
第60条 気候変動への適応のプログラム：北アイルランド	第84条 気候変動目標に対する報告の貢献に関する報告書
報告機関：分権されていない機能	
第61条 報告機関に対する主務大臣による指導	

第85条	企業による報告についての規則
第86条	国有地に関する報告書
第87条	温室効果ガスの排出を相殺する大臣及び省庁の権限
第88条	公害に関連した犯罪の罰金
第6部	一般の補足規定
	温室効果ガス排出に関連する規定を適用する地理的範囲
第89条	温室効果ガス排出に関連する規定が適用される地理的範囲
	命令及び規則
第90条	命令及び規則
第91条	肯定的及び否定的決議手続
	解釈
第92条	「温室効果ガス」の意味
第93条	二酸化炭素換算で行う排出の計量
第94条	「国際的な炭素排出報告の慣行」の意味
第95条	「国家機関」の意味
第96条	「所管の北アイルランド政府省庁」の意味
第97条	副次的な定義
第98条	定義された表現の索引
	最終規定
第99条	適用範囲
第100条	施行
第101条	略称
	附則等1～8(略)

第1部 炭素ガス排出量削減目標及び炭素割当

2050年の目標

第1条 2050年の目標

- (1) 2050年における連合王国の純炭素勘定が、1990年基準で80%低下することを確保することを主務大臣の義務とする。
- (2) 「1990年基準(The 1990 baseline)」とは、次のすべての総量をいう。
 - (a) 当該年における連合王国の二酸化炭素純

排出量

- (b) その他の削減対象とされた温室効果ガスに関しては、当該ガスの基準年における純排出量

第2条 2050年目標又は基準年の改定

- (1) 主務大臣は命令によって、次のことを行うことができる。
 - (a) 第1条第1項に指定されたパーセンテージを改定すること。
 - (b) 第1条を改正し、異なる年を基準年とすること。
- (2) 第1項(a)号における権限は、次の(a)、(b)のいずれかのときに限って行使することができる。
 - (a) 次のいずれかの分野における著しい発展があり、改定が適切であると主務大臣に思われるとき。
 - (i) 気候変動に関する科学的知識
 - (ii) 欧州の又は国際的な法又は政策
 - (b) 次のいずれかに関連していること。
 - (i) 第24条に基く命令(温室効果ガスを追加的に削減対象化すること)
 - (ii) 第30条に基く規制(国際航空又は国際海運による排出)
- (3) 第2項における気候変動に関する科学的知識の発展とは、次のものをいう。
 - (a) 第1項(a)号における権限の最初の行使に関連して、この法律成立以降の発展
 - (b) それ以降の当該権限の行使に関連して、それ以前の権限行使における発展の証拠が確定されて以来の発展
- (4) 第1項(b)号の権限は、その行使を適切なものとする欧州の又は国際的な法又は政策における顕著な発展があると主務大臣に思われるときに限って行使することができる。
- (5) 第1項(b)号に基く命令は、この法律における基準年に関連して、派生的改正を行うこ

とができる。

- (6) この条に基く命令は、肯定的決議手続に従う。

第3条 2050年の目標又は基準年を改定する命令に関する協議

- (1) 第2条に基く命令(2050年の目標又は基準年を改定する命令)を含む委任立法を議会に提出するに先立ち、主務大臣は次のことを行わなければならない。
- (a) 気候変動委員会の助言を得て、これを考慮すること。
- (b) 他の国家機関による、あらゆる建議を考慮すること。
- (2) 委員会は主務大臣に助言を与えるにあたって、他の国家機関にも当該助言を一部送付しなければならない。
- (3) 委員会は、主務大臣に当該助言を与えてから実行可能な限り速やかに、適切と考える態様で助言を公表しなければならない。
- (4) 主務大臣は、委員会の助言が送付されてから3月の間に国家機関から建議がなされなかった場合、当該の建議を受けずに委任立法草案を議会に提出することができる。
- (5) 委任立法草案を議会に提出するにあたって、主務大臣は、委任立法に含まれる命令が、他の国家機関による建議を考慮したか否か、考慮した場合はいかなる形においてかを叙述した報告を公表しなければならない。
- (6) 命令が委員会に勧告されたものと異なる規定を設ける場合、主務大臣はその決定の理由を叙述する報告を公表しなければならない。
- (7) この条に基く報告は、主務大臣が適切と考える態様で公表することができる。

炭素割当

第4条 炭素割当

- (1) 次のことを主務大臣の義務とする。

- (a) 2008-2012年の期間を最初とする5年の期間(割当期間)毎の、連合王国の純炭素勘定(炭素割当)を設定し、
- (b) 割当機関における連合王国の純炭素勘定が、炭素割当を超えないようにすること。
- (2) 割当期間における炭素割当は、この部が施行された後の、任意の時に設定することが可能であり、次のように定めねばならない。
- (a) 2008-2012年、2013-2017年及び2018-2022年の期間に関しては、2009年6月より前
- (b) 前掲より後の期間に関しては、当該期間が開始する年の12年前の6月30日以前

第5条 炭素割当のレベル

- (1) 炭素割当は、以下の規定に従う。
- (a) 2020年を含む割当期間に関しては、炭素割当の1年分が最低でも1990年基準で26%低下することを確保すること。
- (b) 2050年を含む割当期間に関しては、炭素割当の1年分が最低でも1990年基準で第1条(2050年の目標)に指定された割合分低下することを確保すること。
- (c) 主務大臣の命令によって指定された、前掲以降の年を含む割当期間に関しては、炭素割当の1年分は、次のいずれかの規定に従う。
- (i) 1990年基準で指定された割合分より低下することを確保すること。
- (ii) 1990年基準で指定された最大割合分を超えないが、指定された最低割合分は低下することを確保すること。
- (2) 「1年分(annual equivalent)」とは、ある期間内の炭素割当に関連して、当該期間の炭素割当量を期間の年数で除したものをいう。
- (3) この条に基く命令は、肯定的決議手続に従う。
- (4) 第1項(a)号の目的の上で、次のものはすべて計算から除外するものとする。

- (a) 二酸化炭素を除く削減対象とされた温室効果ガスに関連して、主務大臣が決定した2020年を含む割当期間の炭素割当
- (b) 二酸化炭素を除く削減対象とされた温室効果ガスに関連する、1990年基準

第6条 目標パーセンテージの改定

- (1) 主務大臣は命令によって、次のものを改定することができる。
 - (a) 第5条第1項(a)号に指定されたパーセンテージ
 - (b) 第5条第1項(c)号に基いて指定されたパーセンテージ
- (2) 当該の権限は、以下(a)、(b)のいずれかのときに限って行使することができる。
 - (a) 次のいずれかの分野における著しい発展があり、改定が適切であると主務大臣に思われるとき。
 - (i) 気候変動に関する科学的知識
 - (ii) 欧州の又は国際的な法又は政策
 - (b) 次のいずれかに関連していること。
 - (i) 第24条に基く命令(温室効果ガスを追加的に削減対象化すること)
 - (ii) 第30条に基く規制(国際航空又は国際海運による排出)
- (3) 第2項における気候変動に関する科学的知識の発展とは、次のものをいう。
 - (a) 第5条第1項(a)号に指定されたパーセンテージに関する、この条により付与された権限の最初の行使に関連して、2000年6月(環境汚染に関する王立委員会第22回報告書「エネルギー—気候変動」の日付)以降の発展
 - (b) 第5条第1項(c)号に指定されたパーセンテージに関する、この条により付与された権限の最初の行使に関連して、パーセンテージを設定する命令の証拠が確定されて以来の発展

- (c) それ以降の当該権限の行使に関連して、それ以前の権限行使における発展の証拠が確定されて以来の発展
- (4) この条に基いて付与された、第5条第1項(a)号におけるパーセンテージを改定する権限は、(二酸化炭素を除く、削減対象とされた温室効果ガスを、当該規定の目的の上で計算から除外することを指示する)第5条第4項を改正し、又は廃止する権限を含む。
- (5) この条に基く命令は、肯定的決議手続に従う。

第7条 目標パーセンテージを設定又は改定する命令に関する協議

- (1) 第5条第1項(c)号に基く命令(目標パーセンテージを設定する命令)又は第6条に基く命令(目標パーセンテージを改定する命令)を含む委任立法草案を議会に提出するに先立ち、主務大臣は次のことを行わなければならない。
 - (a) 気候変動委員会の助言を得て、これを考慮すること。
 - (b) 他の国家機関による、あらゆる建議を考慮すること。
- (2) 委員会は主務大臣に助言を与えるにあたって、他の国家機関にも当該助言を一部送付しなければならない。
- (3) 委員会は、主務大臣に助言を与えてから実行可能な限り速やかに、適切と考える態様で助言を公表しなければならない。
- (4) 主務大臣は、委員会の助言が送付されてから3月の間に国家機関から建議がなされなかった場合、当該の建議を受けずに委任立法草案を議会に提出することができる。
- (5) 委任立法草案を議会に提出するにあたって、主務大臣は、委任立法に含まれる命令が、他の国家機関による建議を考慮したか否か、考慮した場合はいかなる形においてかを叙述

した報告を公表しなければならない。

- (6) 命令が委員会に勧告されたものと異なる規定を設ける場合、主務大臣はその決定の理由を叙述する報告を公表しなければならない。
- (7) この条に基く報告は、主務大臣が適切と考える態様で公表することができる。

第8条 割当期間における炭素割当の設定

- (1) 主務大臣は、割当期間における炭素割当を、命令によって設定しなければならない。
- (2) ある期間における炭素割当は、次のことをいずれも達成し、連合王国に課せられた欧州及び国際的義務を遵守することを目的として設定しなければならない。
 - (a) 第1条の目標(2050年の目標)
 - (b) 第5条の要件(炭素割当のレベルに関する要件)
- (3) 炭素割当を設定する命令は、肯定的決議手続に従う。

第9条 炭素割当に関する協議

- (1) 第8条に基く命令(炭素割当を設定する命令)を含む委任立法草案を議会に提出するに先立ち、主務大臣は次のことをいずれも行わなければならない。
 - (a) 第34条(炭素割当に関する助言)に基く気候変動委員会の助言を得て、これを考慮すること。
 - (b) 他の国家機関による、あらゆる建議を考慮すること。
- (2) 主務大臣は、委員会の助言が送付されてから3月の間に国家機関から建議がなされなかった場合、当該の建議を受けずに委任立法草案を議会に提出することができる。
- (3) 委任立法草案を議会に提出するにあたって、主務大臣は、委任立法に含まれる命令が、他の国家機関による建議を考慮したか否か、考慮した場合はいかなる形においてかを叙述

した報告を公表しなければならない。

- (4) 命令が委員会に勧告されたものと異なるレベルの炭素割当を定める場合、主務大臣はその決定の理由を叙述する報告を公表しなければならない。
- (5) この条に基く報告は、主務大臣が適切と考える態様で公表することができる。

第10条 炭素割当に関連して考慮すべきこと

- (1) 次に該当する者は、いずれも、第2項以下のことを考慮しなければならない。
 - (a) 炭素割当に関連して、この部に基く決定を下そうとしている主務大臣
 - (b) 前掲の決定に関連して、助言を考慮している気候変動委員会
- (2) 考慮すべきこととは、次のものをいう。
 - (a) 気候変動についての科学的知識
 - (b) 気候変動に関連する技術
 - (c) 経済状況、特に、決定が経済及びその特定部門の競争力に及ぼす可能性の高い影響
 - (d) 財政状況、特に、決定が税収、公共支出及び公的借入に及ぼす可能性の高い影響
 - (e) 社会状況、特に、決定が燃料貧困に及ぼす可能性の高い影響
 - (f) エネルギー政策、特に、決定がエネルギー供給並びに経済の炭素強度及びエネルギー強度に及ぼす可能性の高い影響
 - (g) イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランド間の状況の違い
 - (h) 欧州レベル及び国際レベルにおける状況
 - (i) 割当期間又は特定の期間における、国際航空及び国際海運による報告すべき排出の見積量
- (3) 第2項(i)号における「国際航空及び国際海運による報告すべき排出の見積量(the estimated amount of reportable emissions from international aviation and international shipping)」とは、割当期間に関連して、連合王国が国際

- 的な炭素排出報告の慣行に則り報告することを求められる、主務大臣又は(事情次第では)環境変動委員会が推定する、国際航空及び国際海運による削減対象とされた温室効果ガスの排出総量をいう。
- (4) 前掲の量は、主務大臣又は(事情次第では)環境変動委員会が適切と考える合理的手段で見積ることができる。
- (5) 第2項(i)号の義務は、第30条に基く規則が、この部の目的の上で、割当期間における国際航空及び国際海運による削減対象とされた温室効果ガスの排出を連合王国を発生源として生じる排出として扱わないとき、及び扱わない範囲において適用する。
- (6) 第30条第1項(規則によって規定されない限り、この部の目的の、国際航空及び国際海運による排出を連合王国を発生源として生じる排出として扱わないこと)は、主務大臣又は環境変動委員会が第2項(i)号に言及された事項をこの部の目的の上で考慮することを妨げるものではない。
- (7) この条のいかなる規定も、主務大臣又は委員会が考慮する事項を制限するものとして解釈してはならない。
- (3) 割当期間における上限は、次の期間内に設定しなければならない。
- (a) 2008-2012年の期間に関しては、2009年6月1日以前
- (b) 前掲より後の期間に関しては、当該期間が開始する18月以前
- (4) 主務大臣は上限を命令によって設定しなければならない。
- (5) 当該の命令は、命令内で指定された特定の炭素排出量が、上限を計算する上で換算されないものとして定めることができる。
- (6) この条に基く命令は、肯定的決議手続に従う。
- (7) 割当期間に関連するこの条に基く命令を含む委任立法草案を議会に提出するに先立ち、主務大臣は次のことをいずれも行わなければならない。
- (a) 当該期間に関連して、第34条第1項(b)号(炭素排出量利用に関する助言)に基く、気候変動委員会の助言を考慮すること。
- (b) 他の国家機関と協議すること。

炭素排出量利用の上限

第11条 炭素排出量利用の上限

- (1) 各割当期間における純炭素勘定において、充当される炭素排出量の純量の上限を設定することを、主務大臣の義務とする。
- (2) この「炭素排出量の純量(net amount of carbonunits)」とは、次の(a)から(b)を引いたものをいう。
- (a) 第27条に基く規則に則り、当該期間における、連合王国の純炭素勘定に充当された炭素排出量の量
- (b) 前掲の規則に則り、当該期間における、から引き落とされた炭素排出量の量

年次範囲指標

第12条 連合王国の純炭素勘定のための年次範囲指標を定める義務

- (1) 主務大臣は、割当期間における炭素割当を設定する命令を定めてから実行可能な限り速やかに、当該期間の各年における連合王国の純炭素勘定の年次範囲指標を叙述する報告書を議会に提出しなければならない。
- (2) 「年次範囲指標(indicative annual range)」とは、ある年に関連して、主務大臣が減少すると予想する連合王国の純炭素勘定の量の範囲をいう。
- (3) この条に基く命令を含む報告書を議会に提出するに先立ち、主務大臣は報告書に叙述された年次範囲指標に関して、他の国家機関と協議しなければならない。

(4) 主務大臣は、これらの機関に、同報告書を一部送付しなければならない。

炭素割当を達成するための提案及び政策

第13条 炭素割当を達成するための提案及び政策を準備する義務

- (1) 主務大臣は、この法律に基いて設定された炭素割当を達成することを可能にすると思われる提案及び政策を準備しなければならない。
- (2) 当該提案及び政策は、次の目標を達成することを視野において準備しなければならない。
 - (a) 第1条の目標 (2050年の目標)
 - (b) 第5条第1項(c)号(後の年のために目標を設定する権限)に基く目標
- (3) 当該提案及び政策は、全体として、持続可能な発展に貢献するものでなければならない。
- (4) 提案及び政策を準備するにあたって、主務大臣は、他の国家機関が準備することができるかと判断する提案及び政策を考慮することができる。

第14条 炭素割当を達成するための提案及び政策を報告する義務

- (1) 主務大臣は、割当期間における炭素割当を設定する命令を定めてから実行可能な限り速やかに、当該の割当期間を含めた現在及び将来の割当期間における炭素割当を達成するための提案及び政策を叙述する報告書を議会に提出しなければならない。
- (2) 報告書は、特に次のものをいずれも叙述しなければならない。
 - (a) 第13条に基く、主務大臣の現在の提案及び政策
 - (b) 当該の提案及び政策が実施されるタイムテーブル
- (3) 報告書は、報告書内に叙述された提案及び政策が、いかに経済における異なる分野に影響を及ぼすか説明しなければならない。

(4) 報告書は、報告書が対象とするそれぞれの割当期間における、連合王国の純炭素勘定に対する炭素排出量の充当に関連して、提案及び政策がどのような意味を持つか、概要を説明しなければならない。

(5) 報告書が、スコットランド政府閣僚、ウェールズ政府閣僚又は北アイルランド政府省庁の提案及び政策に関連する範囲において、これらの者との協議の上で報告書を準備しなければならない。

(6) 主務大臣は、これらの者に、当該報告書を一部送付しなければならない。

第15条 気候変動に関する連合王国の国内活動の必要性を考慮する義務

- (1) 次のいずれかの目標を達成するために、この部に基く機能を行行使するにあたって、主務大臣は、連合王国の国内活動の必要性を考慮しなければならない。
 - (a) 第1条の目標 (2050年の目標)
 - (b) あらゆる期間における炭素割当

(2) 「気候変動に関する連合王国の国内活動(UK domestic action on climate change)」とは、削減対象とされた温室効果ガスの連合王国による排出量の削減又は連合王国による当該ガスの除去の増大をいう。

目標が達成されたか否かの決定

第16条 連合王国の排出に関する年次報告

- (1) 2008年を起点として、以後毎年第2項以下の情報を含む報告を議会に提出することを、主務大臣の義務とする
- (2) 年次報告においては、それぞれの温室効果ガス(削減対象とされた温室効果ガスであるか否かにかかわらず)に関して、次のことを行わなければならない。
 - (a) 当該年の連合王国の排出量、除去量及び純排出量を提示すること。

- (b) 前掲の量を測り、又は計算するための手段を確認すること。
- (c) 前掲の量が、前年における同種の量に比べて、増加しているか、又は減少しているかを提示すること。
- (3) 年次報告においては、当該年の連合王国によるすべての温室効果ガスの排出量、除去量及び純排出量について、総計量を提示しなければならない。
- (4) 手段の変更が国際的な炭素排出報告の慣行に則り、同じ割当期間内の先立つ年における量の変更が求められる類のものであった場合には、年次報告においては必要とされる変更とそれに伴って変更される量を提示しなければならない。
- (5) もし国際航空及び国際海運による温室効果ガスの排出を、第2項による報告に含むことが求められていない場合には、年次報告においては連合王国が国際的な炭素排出報告の慣行に則り当該年に報告することが求められている当該排出量を、すべて提示しなければならない。
- (6) 年次報告においては、次のことをいずれも行わなければならない。
- (a) 当該年の連合王国の純炭素勘定に充当された、又は引き落とされた炭素排出量の量を提示すること。
- (b) 当該炭素排出量の単位の数及び種類について、詳細を明らかにすること。
- (7) 年次報告においては、当該年の連合王国の純炭素勘定を提示しなければならない。
- (8) 年次報告においては次のものを提示しなければならない。
- (a) 1990年の連合王国の純二酸化炭素排出量
- (b) 二酸化炭素以外の削減対象とされた温室効果ガスに関しては、当該ガスの基準年における純排出量
- (c) 削減対象とされていない温室効果ガスに関しては、主務大臣が適切と考える当該ガスの基準排出量
- (9) 第8項(c)号に言及された量は、次のいずれかのものでよい。
- (a) 1990年又は異なる年における、連合王国による当該ガスの純排出量
- (b) 複数年にまたがる、連合王国による当該ガスの純排出量の平均値
- (10) この条によって求められる年次報告は、当該年の2年後の3月31日以前に、議会に提出しなければならない。
- (11) 主務大臣は、他の国家機関に、年次報告を一部送付しなければならない。

第17条 ある割当期間から別の割当期間へ炭素割当を移す権限

- (1) 主務大臣は、ある割当期間の炭素割当の一部を、先立つ割当期間へと繰り戻すことができる。
- 後の期間の炭素割当は減らされ、先立つ期間は繰り戻された分だけ炭素割当が増えることとする。
- (2) 第1項に基いて繰り戻される炭素割当の量は、後の期間の炭素割当の1%を超えてはならない。
- (3) 主務大臣は、ある割当期間の炭素割当が当該期間の連合王国の純炭素勘定を超えた量の全部又は一部を、後の割当期間へと繰り越すことができる。
- 後の期間の炭素割当は、繰り越された分だけ増えることとなる。
- (4) この条に基いて炭素割当量の繰戻し又は繰越しを決定するに先立ち、主務大臣は次のことをいずれも行わなければならない。
- (a) 他の国家機関と協議すること。
- (b) 気候変動委員会の助言を得て、これを考慮すること。

(5) 前掲の決定は、影響を受ける2つの割当期間のうち先行する期間の終了2年後の、5月31日以前に行わなければならない。

第18条 割当期間の最終報告

(1) 各割当期間に関連して、第2項以下の情報を含む報告を議会に提出することを、主務大臣の義務とする。

(2) 削減対象とされた温室効果ガスに関しては、当該期間における最終的な連合王国の排出量、除去量及び純排出量を提示しなければならない。

これは、当該の期間に含まれる年の当該ガスに関連して、第16条(連合王国の排出に関する年次報告)に基いて提示される総量(又は変更される量)である。

(3) 報告においては次のことをいずれも行わなければならない。

(a) 当該期間の連合王国の純炭素勘定に充当された、又は引き落とされた炭素排出量の量を提示すること。

(b) それらについての数量及び種類について、詳細を明らかにすること。

(4) 報告においては、当該期間における最終的な連合王国の純炭素勘定を提示しなければならない。

(5) 報告においては、主務大臣が第17条第1項(次の割当期間から炭素割当を繰り戻す権限)に基いて炭素割当の繰戻しを決定したか否か、及び決定した場合はその量を提示しなければならない。

(6) 報告においては、当該期間の炭素割当を提示しなければならない。

当該割当は、第17条第1項(ある割当期間から別の割当期間へ炭素割当を移す権限)に付与されたあらゆる権限の行使、及び第21条に基く炭素割当のあらゆる変更に従った上で設定された、当初の炭素割当とする。

(7) ある期間の炭素割当が達成されたか否かは、当該期間に関して議会に提出された報告で提示された数字を参照することで決定する。

(8) 当該期間の炭素割当が達成されていない場合、報告においては達成されなかった理由を説明しなければならない。

(9) この条によって求められる報告は、当該の割当期間が終了した2年後の、5月31日以前に議会に提出しなければならない

(10) 主務大臣は、他の国家機関に報告を一部送付しなければならない。

第19条 炭素割当の超過分を補填するための提案及び政策を報告する義務

(1) 連合王国の純炭素勘定が炭素割当を超えた期間に関して、第18条に基く報告を議会に提示してから実行可能な限り速やかに、主務大臣は将来の期間において当該排出を補填するための提案及び政策を叙述した報告書を議会に提出しなければならない。

(2) 報告書が、スコットランド政府閣僚、ウェールズ政府閣僚又は北アイルランド政府省庁の提案及び政策に関連する範囲において、報告書はこれらの者との協議を経て作成しなければならない。

(3) 主務大臣は、これらの者に、同報告書を一部送付しなければならない。

第20条 2050年のための最終報告

(1) 2050年に関連して、第2項以下の情報を含む報告を議会に提出することを、主務大臣の義務とする。

(2) 当該の報告においては、削減対象とされた温室効果ガスに関しては、当該年における最終的な連合王国の排出量、除去量及び純排出量を提示しなければならない。

当該排出量等を、当該年の当該ガスに関連して、第16条(連合王国の排出に関する年次

- 報告)に基いて提示される量とする。
- (3) 当該の報告においては、次のことをいずれも行わなければならない。
- (a) 当該年の連合王国の純炭素勘定に充当された、又は引き落とされた炭素排出量の量を提示すること。
- (b) 当該炭素排出量の単位の数及び種類について、詳細を明らかにすること。
- (4) 当該の報告は、当該年の連合王国の純炭素勘定を提示しなければならない。
- (5) 第1条の目標(2050年の目標)が達成されたか否かは、この条に基いて議会に提出された報告で提示された数字を参照することで決定する。
- (6) 目標が達成されていない場合、報告においては達成されなかった理由を説明しなければならない。
- (7) この条によって求められる報告は、2052年5月31日以前に、議会に提出しなければならない。
- (8) 主務大臣は、他の国家機関に、当該の報告を一部送付しなければならない。

割当又は割当期間の変更

第21条 炭素割当の変更

- (1) ある期間について炭素割当を設定する命令は、当該期間の割当を設定することが求められている期限を経過した後は、破棄することはできない。
- (2) ある期間について炭素割当を設定する命令は、割当が最初に設定されて(又は事前に変更されて)以降、当該の決定の根拠に影響を及ぼす著しい変化があったと主務大臣に思われるときに限って、当該期間の割当を設定することが求められている期限を経過した後、改正することができる。
- (3) ある期間について炭素割当を設定する命令は、当該期間が開始された後、前掲の変化があったと主務大臣に思われるときに限って、当該期間が開始された後、改正することができる。
- (4) ある期間について炭素割当を設定する命令は、当該期間が終了した後は改正することはできない。
- (5) 炭素割当を設定する命令を破棄又は改正する命令は、肯定的決議手続に従う。

第22条 炭素割当改正に関する協議

- (1) 第21条(炭素割当の変更)に基く命令を含む委任立法草案を議会に提出するに先立ち、主務大臣は次のことをいずれも行わなければならない。
- (a) 気候変動委員会の助言を得て、これを考慮すること。
- (b) 他の国家機関による、あらゆる建議を考慮すること。
- (2) 委員会は主務大臣に当該助言を与えるにあたって、他の国家機関にも当該助言を一部送付しなければならない。
- (3) 委員会は、主務大臣に助言を与えてから実行可能な限り速やかに、適切と考える態様で助言を公表しなければならない。
- (4) 主務大臣は、委員会の助言が送付されてから一定の期間内に国家機関から建議がなされなかった場合、当該の建議を受けずに委任立法草案を議会に提出することができる。
- (5) 一定の期間とは、次のいずれかのものをいう。
- (a) 命令が関連する割当期間が開始している場合は、委員会の助言が当該機関に送付された日を起点として1月の間
- (b) それ以外の場合は、当該日付を起点として3月の間
- (6) 委任立法草案を議会に提出するにあたって、主務大臣は、委任立法に含まれる命令が、他の国家機関による建議を考慮したか否か、

- 考慮した場合はいかなる形においてかを叙述した報告を公表しなければならない。
- (7) 命令が委員会に勧告されたものと異なる規定を設ける場合、主務大臣はその決定の理由を叙述する報告を公表しなければならない。
- (8) この条に基く報告は、主務大臣が適切と考える態様で公表することができる。

第23条 割当期間の変更

- (1) 主務大臣は次のいずれかを変更するために、命令によって第4条第1項(a)号を改正することができる。
- (a) 割当期間の長さ
- (b) 割当期間が開始し、終了する暦年における日付
- (2) この権限は、この部に基く割当期間を、連合王国が署名している欧州レベル又は国際レベルの協定に基く類似した期間に合わせるために必要であると主務大臣に思われるときに限って、行使することができる。
- (3) この権限は、ある期間を割当期間から除外する形で行使することはできない。
- (4) 命令においては、主務大臣に必要又は好都合と思われる、この法律の派生的改正を定めることができる。
- (5) この条に基く命令を定めるに先立ち、主務大臣は他の国家機関と協議しなければならない。
- (6) この条に基く命令は、肯定的決議手続に従う。

削減対象とされた温室効果ガス

第24条 削減対象とされた温室効果ガス

- (1) この部において、「削減対象とされた温室効果ガス(targeted greenhouse gas)」とは次のものをいう。
- (a) 二酸化炭素
- (b) メタン

- (c) 亜酸化窒素
- (d) ハイドロフルオロカーボン
- (e) パーフルオロカーボン
- (f) 六フッ化硫黄
- (g) 主務大臣が定める命令によって、削減対象とされた温室効果ガスとして明示されたその他の温室効果ガス

- (2) 当該命令においては、主務大臣に必要又は好都合と思われる、この法律の派生的改正を定めることができる。
- (3) この条に基く命令を定めるに先立ち、主務大臣は次のことを行わなければならない。
- (a) 他の国家機関と協議すること。
- (b) 気候変動委員会の助言を得て、これを考慮すること。
- (4) 委員会は、主務大臣に助言を与えてから実行可能な限り速やかに、適切と考える態様で助言を公表しなければならない。
- (5) 命令が委員会に勧告されたものと異なる規定を設ける場合、主務大臣は当該決定の理由を叙述する報告を公表しなければならない。
- (6) この条に基く報告は、主務大臣が適切と考える態様で公表することができる。
- (7) この条に基く命令は、肯定的決議手続に従う。

第25条 二酸化炭素を除く削減対象とされた温室効果ガスの基準年

- (1) 二酸化炭素を除く、削減対象とされた温室効果ガスの基準年は、次のとおりとする。

ガス	基準年
メタン	1990年
亜酸化窒素	1990年
ハイドロフルオロカーボン	1995年
パーフルオロカーボン	1995年
六フッ化硫黄	1995年

- (2) 主務大臣は、次のいずれかの目的のために、第1項の表を改正する規定を、命令によって

定めることができる。

- (a) 第24条第1項に基く命令によって、削減対象とされた温室効果ガスとして明示されたガスの基準年を指定すること。
 - (b) 二酸化炭素以外の削減対象とされた温室効果ガスに関連して、一時的に指定された年と異なる基準年を指定すること。
- (3) 命令においては次のことを行うことができる。
- (a) 特定の基準年を明示すること。
 - (b) 複数の基準年を明示し、これらの年における、連合王国による当該ガスの純排出量の平均値を、この法律の目的の上で基準年における連合王国による純排出量として取り扱うこと。
- (4) 第2項(b)号の権限は、欧州の又は国際的な法又は政策が存在し、改正が適切であると主務大臣に思われるときに限って行使することができる。
- (5) この条に基く命令を定めるに先立ち、主務大臣は次のことを行わなければならない。
- (a) 他の国家機関と協議すること。
 - (b) 気候変動委員会の助言を得て、これを考慮すること。
- (6) 委員会は、主務大臣に助言を与えてから実行可能な限り速やかに、適切と考える態様で当該助言を公表しなければならない。
- (7) 命令が委員会に勧告されたものと異なる規定を設ける場合、主務大臣はその決定の理由を叙述する報告を公表しなければならない。
- (8) この条に基く報告は、主務大臣が適切と考える態様で公表することができる。
- (9) この条に基く命令は、肯定的決議手続に従う。

炭素排出量、炭素勘定及び連合王国の純炭素勘定

第26条 炭素排出量及び炭素勘定

- (1) この部において「炭素排出量(carbon unit)」とは、主務大臣の定める規則によって指定された、次のものの量を表す単位を意味する。
- (a) 温室効果ガス排出量の削減量
 - (b) 大気中からの温室効果ガスの除去量
 - (c) 温室効果ガス排出量の上限を課す制度又は取決めに基いて許可された、当該ガスの排出量
- (2) 主務大臣は、規則によって、次のいずれかの制度のための規定を設けることができる。
- (a) 炭素排出量を登録し、又は記録を維持すること。
 - (b) 炭素排出量を適用する勘定を設定し、これを維持し、主務大臣が複数の勘定の間で単位の移管をできるようにすること。
- 規則においては、特に、既存の制度をこれらの目的のために適合させることを定めることができる。
- (3) 規則においては、次のことに関して規定を設けることができる。
- (a) ある機関に対して制度の運用を命じること。
 - (b) 前掲の目的のために機関を設置し、構成員の任命、職員の配置、支出、手続き及びその他に関して主務大臣が適切と考える規定を設けること。
 - (c) 主務大臣に、制度を運用する機関に対して指導及び指示を与える権限を付与すること。
 - (d) 規則によって主務大臣に付与され、又は課された機能のいずれであっても、その行使を他者に委任する権限を主務大臣に付与すること。
 - (e) 制度を利用する者に対して、運用コストに関わる(規則によって、又は基いて決定された額の)料金の支払いを請求すること。
- (4) 既存の機関が制度の運用を命じられた場合、規則においては主務大臣が適切と考える、

当該機関に関連した法令の改正を行うことができる。

第27条 連合王国の純炭素勘定

(1) この部において、ある期間における「連合王国の純炭素勘定 (net UK carbon account)」とは、当該期間において削減対象とされた温室効果ガスの純排出量であって、次に該当するものいう。

(a) この条に基く規則に則り、当該期間における連合王国の純炭素勘定に充当された炭素排出量の分量だけ削減されていること。

(b) 前掲の規則に則り、当該期間における連合王国の純炭素勘定から引き落とされた炭素排出量の分量だけ増加していること。

(2) ある割当期間における、連合王国の純炭素勘定に充当された炭素排出量の純量は、第11条 (炭素排出量利用の上限) に基いて定められた上限を超えてはならない。

(3) 主務大臣は、規則によって次の事項についての規定を設けなければならない。

(a) ある期間の連合王国の純炭素勘定に、炭素排出量が充当することのできる状況

(b) ある期間の当該勘定から、当該炭素排出量を引き落とさなければならない状況

(c) これらを行うにあたっての態様

(4) 当該規則は、ある期間における連合王国の純炭素勘定に充当された炭素排出量が、その他の温室効果ガス排出量と相殺するために用いられないことを保証するための規定を含まなければならない。

(5) 当該規則は次の内容のための規定を含まなければならない。

(a) 連合国内の発生源から生じる排出に上限を課する制度又は取決めに基いて、各割当期間に連合王国に割り当てられる炭素排出量が、当該期間における炭素割当を超える連合王国の削減対象とされた温室効果ガ

ス純排出量となっているか判定すること。

(b) 前掲(a)号が該当する場合、炭素割当を超える排出量分の炭素排出量が、連合王国又はその他によって排出された温室効果ガスを相殺するために利用されないことを保証すること。

第28条 第26条又は第27条に基く規則のための手続き

(1) 以下の規定は、第26条 (炭素排出量及び炭素勘定) 又は第27条 (連合王国の純炭素勘定) に基く規則に関連して適用する。

(2) 次に該当する場合、規則は肯定的決議手続に従う。

(a) これらの条に基いて定められる最初の規則であること。

(b) 当該の規則が、これらの条に基いて定められた規則でこれまで指定されたことのない炭素排出量の単位を指定していること。

(c) 当該の規則が、次のものを変更していること。

(i) ある期間における連合王国の純炭素勘定に充当された炭素排出量の単位が、当該期間の連合王国の純炭素勘定を削減する分量

(ii) ある期間における連合王国の純炭素勘定から引き落とされた炭素排出量の単位が、当該期間の連合王国の純炭素勘定を増加させる分量

(d) 当該の規則が、第一次立法に含まれた法令の改正を定めていること。

(3) 前掲第2項以外の場合、規則は否定的決議手続に従う。

(4) 主務大臣は、次の場合に、他の国家機関と協議しなければならない。

(a) 肯定的決議手続に従う規則の場合、議会に規則を含む委任立法草案を提出する前

(b) 否定的決議手続に従う規則の場合、規則

を定める前

- (5) 主務大臣は、次の内容を含む委任立法草案を議会に提出するに先立ち、気候変動委員会の助言を得て、これを考慮しなければならない。
- (a) 第26条又は第27条に基いて定められる初めての規則
- (b) 第2項(b)号又は(c)号に記述された類の規定を設ける規則

その他の補足的規定

第29条 連合王国による温室効果ガスの排出及び除去

- (1) この部において、以下に掲げる用語の解釈は、当該規定の定めるところによる。
- (a) 「連合王国による排出(UK emissions)」とは、ある温室効果ガスに関連して、連合王国を発生源とする当該ガスの排出をいう。
- (b) 「連合王国による除去(UK removals)」とは、ある温室効果ガスに関連して、連合王国の土地利用、土地利用の変化又は植林活動により大気中から当該ガスを除去することをいう。
- (c) 「連合王国による純排出量(net UK emissions)」とは、ある温室効果ガスに関連して、連合王国による排出量から連合王国による除去量を減じた量をいう。
- (2) ある期間における、温室効果ガスの連合王国による排出及び除去の量は、国際的な炭素排出報告の慣行に一致する形で決定されなければならない。

第30条 国際航空及び国際海運による排出

- (1) この部の目的の上で、主務大臣が規則によって定めない限り、国際航空及び国際海運による温室効果ガスの排出は、連合王国を発生源として生じる排出として数えない。
- (2) 主務大臣は命令によって、何が前掲の目的

の上で国際航空及び国際海運とみなされるか定義することができる。

この命令は肯定的決議手続に従う。

- (3) 主務大臣は、2012年12月31日で終了する期間が満了する前に、次のいずれかを行わなければならない。
- (a) 国際航空及び国際海運による排出が、この部の目的の上で、連合王国を発生源として生じる排出とみなされる状況及び範囲を、規則によって定めること。
- (b) 前掲の規則をなぜ定めなかったか説明する報告書を、議会に提出すること。
- (4) 第3項にいう言及された期間の満了は、この条に基いて規則を定める主務大臣の権限に影響しない。
- (5) この条に基く規則においては、次のことができる。
- (a) ある削減対象とされた温室効果ガスの排出にのみ関連して、規定を設けること。
- (b) 特に、連合王国を出発地又は到着地とする乗員及び物資の移送に関連した排出を、連合王国を発生源として生じるものとみなすことを定めること。
- (6) この条に基く規則は、次のことに関して規定を設けることができる。
- (a) 国際航空及び国際海運による削減対象とされた温室効果ガスの排出が、連合王国による当該ガスの排出として考慮される(過去又は未来を問わず)一又は複数の期間
- (b) 前掲の排出が、当該温室効果ガスの基準年における排出量を決定するときに考慮されるにあたっての態様
- (7) これらの規則は、特に次のことを行い、当該の一年の排出又は複数年の排出の平均値が、この法律の目的の上で、基準年における連合王国の排出であるとして扱われるように定めることができる。
- (a) 異なる基準年を明示すること。

- (b) 複数の基準年を明示すること。
- (8) この条の目的の上で、二酸化炭素の基準年は、この部の目的の上での基準年であるとする。

第31条 第30条に基く規則のための手続き

- (1) 第30条に基く規則を定めるに先立ち、主務大臣は気候変動委員会の助言を得て、これを考慮しなければならない。
- (2) 委員会は、主務大臣に助言を与えてから実行可能な限り速やかに、適切と考える態様で助言を公表しなければならない。
- (3) 規則が委員会に勧告されたものと異なる規定を設ける場合、主務大臣はその決定の理由を叙述する報告を公表しなければならない。
- (4) この条に基く報告は、主務大臣が適切と考える態様で公表することができる。
- (5) 第30条に基く規則は、肯定的決議手続に従う。

第2部 気候変動委員会

委員会

第32条 気候変動委員会

- (1) 気候変動委員会又はウェールズ語で Pwyllgor ar Newid Hinsawdd と呼称される法人（以降、この部においては「委員会」という）を設置する。
- (2) 附則第1は委員会に関する細則規定を含む。

委員会の機能

第33条 2050年の目標レベルに関する助言

- (1) 次に基いて主務大臣に助言することを、委員会の義務とする。
 - (a) 第1条第1項(2050年の目標)に指定されたパーセンテージを改定すべきか否か。
 - (b) 前掲が該当する場合、パーセンテージをどのように改定すべきか。

- (2) この条に基いて委員会によって与えられた助言は、助言の理由を含まなければならない。
- (3) 委員会は、この条に基く助言を、2008年12月1日以前に与えなければならない。
- (4) 委員会は、この条に基いて主務大臣に助言を与えるにあたって、他の国家機関にも当該助言を一部送付しなければならない。
- (5) 委員会は、主務大臣に助言を与えてから実行可能な限り速やかに、適切と考える態様で助言を公表しなければならない。

第34条 炭素割当に関する助言

- (1) それぞれの割当期間に関連して、次のことを主務大臣に助言することを、委員会の義務とする。
 - (a) 当該期間における炭素割当のレベル
 - (b) 当該期間における炭素割当を、それぞれ次に掲げる手段で達成する度合
 - (i) 削減対象とされた温室効果ガスの、連合王国による純排出量を削減すること。
 - (ii) 第26条及び第27条に基く規則に則り、当該期間の連合王国の純炭素勘定に充当されうる炭素排出量を使うこと。
 - (c) 当該期間の炭素割当を達成するために、次に該当する者がそれぞれ行うべき寄与
 - (i) 取引制度の対象となる経済の部門（全体として判断する）
 - (ii) 前掲に対象とならない経済の部門（全体として判断する）
 - (d) 削減対象とされた温室効果ガスを削減することで、当該期間における炭素割当の達成に寄与する機会を特に有する経済の部門
- (2) 2008-2012年の割当期間に関連して、委員会は主務大臣に次のことを助言しなければならない。
 - (a) 当該期間の1年分が1990年基準で20%低いものとなるように、炭素割当を設定することが、当該期間における炭素割当のレベ

ルに関する助言と一貫したものであるか否か。

- (b) 前掲の割当を設定することの費用及び利益。
- (3) この条に基いて委員会に与えられた助言は、助言の理由を含まなければならない。
- (4) 委員会はこの条に基く助言を、次に掲げる期間内に与えなければならない。
 - (a) 2008-2012年、2013-2017年及び2018-2022年の期間に関しては、2008年12月1日以前
 - (b) 前掲より後の期間に関しては、当該期間の炭素割当を設定する期間の6月前(第4条第2項(b)号参照)
- (5) 委員会はこの条に基いて主務大臣に助言を与えるにあたって、他の国家機関にも当該助言を一部送付しなければならない。
- (6) 委員会は、主務大臣によって助言を与えてから実行可能な限り速やかに、適切と考える態様で助言を公表しなければならない。

第35条 国際航空及び国際海運による排出に関する助言

- (1) 次の発生源から生じる削減対象とされた温室効果ガスの排出を、第1部の目的の上で連合王国を発生源として生じる排出として扱うことの結果について主務大臣に助言することを、委員会の義務とする。
 - (a) 国際航空
 - (b) 国際海運
- (2) 当該の義務は、第30条に基く規則が、前掲の排出を連合王国を発生源として生じる排出として扱わないとき、及び扱わない範囲において適用する。
- (3) この条に基いて委員会に与えられた助言は、助言の理由を含まなければならない。
- (4) 委員会はこの条に基く助言を、次に掲げる期間に与えなければならない。
 - (a) 第34条に基いて、2023-2027年の割当期

間に関して助言を与えるとき。

- (b) 前掲の条に基いて、それ以降の各割当期間に関して助言を与えるとき。
- (5) 委員会はこの条に基いて主務大臣に助言を与えるにあたって、他の国家機関にも当該助言を一部送付しなければならない。
- (6) 委員会は、主務大臣に助言を与えてから実行可能な限り速やかに、適切と考える態様で助言を公表しなければならない。

第36条 進捗に関する報告

- (1) 2009年を最初として、毎年、次に関する見解を叙述した報告書を、議会及び分権された立法府に提出することを、委員会の義務とする。
 - (a) 第1部に基いて設定された炭素割当及び第1条の目標(2050年の目標)を達成するためになされた進捗
 - (b) 前掲の割当及び目標を達成するために、さらに必要な進捗
 - (c) 前掲の割当及び目標が達成される可能性が高いか否か
- (2) 割当期間が終了の2年後の報告書は、次のことに関する委員会の全般的な見解も提示しなければならない。
 - (a) 当該期間における割当が、どのようにして達成され、又は達成されなかったか。
 - (b) 当該期間において、連合王国による削減対象とされた温室効果ガスの純排出量を削減するための活動
- (3) この条に基く最初の報告書は、2009年9月30日以前に、議会及び分権された立法府に提出されなければならない。
- (4) 割当期間終了の2年後の報告書を除く前掲以外の報告書は、作成された年の6月30日以前に、議会及び分権された立法府に提出されなければならない。
- (5) 割当期間が終了して2年後の報告書は、作成された年の7月15日以前に、議会及び分権

された立法府に提出されなければならない。

- (6) 主務大臣は、命令によって第4項及び第5項に規定された期間を延長することができる。
- (7) 前掲の命令を定めるに先立ち、主務大臣は他の国家機関と協議しなければならない。
- (8) 前掲に基く命令は、否定的決議手続に従う。

第37条 委員会報告に対する回答

- (1) 主務大臣は、第36条に基いて委員会が提出した各報告書において指定された点に対する回答を、議会に提出しなければならない。
- (2) 前掲の回答を行うに先立ち、主務大臣は、回答の草案に関して他の国家機関と協議しなければならない。
- (3) 第36条に基く委員会の最初の報告書に対する回答は、2010年1月15日以前に、議会に提出されなければならない。
- (4) それ以降の回答は、委員会の報告書が作成された年の10月15日以前に、提出されなければならない。
- (5) 主務大臣は、命令によって前掲の期間を延長することができる。
- (6) 前掲に基く命令は、否定的決議手続に従う。

第38条 要請に応じ助言又はその他の援助を与える義務

- (1) 委員会は、国家機関の要請に応じ、次に関連した助言、分析、情報又はその他の援助を当該機関に与えなければならない。
 - (a) この法律に基く当該機関の機能
 - (b) この法律により、又はこの法律に基いて設定された目標を達成するための進捗
 - (c) 気候変動への適合
 - (d) その他気候変動に関連した事項
- (2) 委員会は特に、国家機関の要請に応じて、次のことを行わなければならない。
 - (a) 取引制度が適用する活動の総量に対して、当該制度により設定される上限について、

て、当該機関に助言すること。

- (b) 温室効果ガスの排出に関連した統計の準備に関して、当該機関を援助すること。
- (3) 委員会は、主務大臣を除く国家機関の要請に応じて、当該機関が採択したか、又は課された、温室効果ガス排出に関連するあらゆる目標、割当又は同様の要件に関する助言、分析、情報又はその他の援助を当該機関に対して与えなければならない。

補足的規定

第39条 補助的権限

- (1) 委員会は、機能を行行使する目的のために、又は当該目的に関連して、必要又は適切と考えるいかなることも行うことができる。
- (2) 委員会は特に、次のことを行うことができる。
 - (a) 契約を締結すること。
 - (b) 資産を入手し、保持し、及び処分すること。
 - (c) 金銭を借り入れること。
 - (d) 贈与を受けること。
 - (e) 金銭を投資すること。
- (3) その機能を行行使するにあたって、委員会は次のことを行うことができる。
 - (a) 情報収集を行い、研究及び分析を行うこと。
 - (b) 他の者に前掲の活動の行使を委任すること。
 - (c) 委員会又は他の者が遂行した前掲の活動の報告書を公表すること。
- (4) 委員会は機能の行使にあたって、公衆を関与させることの望ましさを考慮しなければならない。

第40条 委員会への交付金

国家機関は、適当と考える額及び条件で、委員会に交付金を支給することができる。

第41条 指導を行う権限

- (1) 国家機関は、次の各機能の行使にあたって考慮すべき事項に関して、委員会に対して指導を行うことができる。
- (a) 委員会の機能全般
 - (b) 附則第1に基く機能
- (2) 主務大臣は、次の規定に基く機能の行使にあたって考慮すべき事項に関して、委員会に対して指導を行うことができる。
- (a) 第1部(炭素ガス排出量削減目標及び炭素割当)
 - (b) 第33条(2050年の目標レベルに関する助言)
 - (c) 第34条(炭素割当に関する助言)
 - (d) 第35条(国際航空及び国際海運による排出に関する助言)
 - (e) 第36条(進捗に関する報告)
 - (f) 第57条(気候変動の影響に関する報告に対する助言)
 - (g) 第59条(適応に関連した進捗に関する報告)
- 前掲(a)号から(f)号に基いて指導を行うに先立ち、主務大臣は他の国家機関と協議しなければならない。
- (3) 委員会に対して、次の各号のいずれかに基いて助言、分析、情報又はその他の援助の提供を要請する国家機関は、当該要請に応じるにあたって委員会が考慮すべき事項に関して、委員会に対して指導を行うことができる
- (a) 第38条(要請に応じて助言及びその他の援助を与える義務)
 - (b) 第48条(取引規則に関する助言)
- 要請が2以上の国家機関から行われた場合、指導は当該機関が共同で行うものとする。
- (4) この条に基く指導を行う権限は、当該指導を変更し、破棄する権限を含む。
- (5) その機能を行使するにあたって、委員会は、この条に基いて行われたすべての指導を考慮

しなければならない。

第42条 指示を与える権限

- (1) 国家機関は、次の各機能のいずれかの行使に関して、委員会に対して指示を与えることができる。
- (a) 委員会の機能全般
 - (b) 附則第1に基く機能
- (2) 主務大臣は、次の各規定のいずれかに基く機能の行使に関して、委員会に対して指示を与えることができる。
- (a) 第1部(炭素ガス排出量削減目標及び炭素割当)
 - (b) 第33条(2050年の目標レベルに関する助言)
 - (c) 第34条(炭素割当に関する助言)
 - (d) 第35条(国際航空及び国際海運による排出に関する助言)
 - (e) 第36条(進捗に関する報告)
 - (f) 第57条(気候変動の影響に関する報告に対する助言)
 - (g) 第59条(適応に関連した進捗に関する報告)
- 前掲(a)号から(f)号に基いて指示を与えるに先立ち、主務大臣は他の国家機関と協議しなければならない。
- (3) 次の各号のいずれかに基いて、委員会に対して助言、分析、情報又はその他の援助の提供を要請する国家機関は、要請に応じての機能行使に関して、委員会に対して指示を与えることができる
- (a) 第38条(要請に応じて助言及びその他の援助を与える義務)
 - (b) 第48条(取引規則に関する助言)
- 要請が2以上の国家機関から行われた場合、指示は当該機関が共同で与えるものとする。
- (4) この条に基いて指示を与える権限は、助言又は報告書の内容に関して委員会に指示を与

- える権限を含まない。
- (5) この条に基く指示を与える権限は、当該指示を変更し、破棄する権限を含む。
- (6) 委員会はこの条に基いて与えられたすべての指示を遵守するものとする。

解釈

第43条 第2部の解釈

この部において使用される表現で、第1部(炭素ガス排出量削減目標及び炭素割当)において定義されているものに関しては、同部と同じ意味を有する。

第3部 取引制度

取引制度

第44条 取引制度

- (1) 所管の国家機関は、規則によって、温室効果ガスの排出に関連する取引制度を定めることができる。
- (2) 「取引制度(trading scheme)」とは、次のことによって運営される制度をいう。
- (a) 温室効果ガスの排出を内容とする活動、又は直接的若しくは間接的にその原因となり、若しくはこれに寄与する活動を制限し、又は制限することを奨励すること。
- (b) 温室効果ガス排出の削減又は大気からの温室効果ガスの除去を内容とする活動、並びにその直接的若しくは間接的に当該削減又は除去の要因となり、若しくはこれに寄与する活動を奨励すること。

第45条 取引制度が該当する活動

- (1) この部の目的の上で、特に次のものを含む活動を間接的に温室効果ガス排出の要因となり、又はこれに寄与するものとみなす。
- (a) エネルギーの消費
- (b) 製造にあたってエネルギーを消費する物質の利用

- (c) 製造にあたってエネルギーを消費する物質の、リサイクル以外による処分
- (d) 利用することが直接的に温室効果ガスの排出の要因となり、又はこれに寄与する、あらゆるものの製造及び供給
- (2) 同様に、前掲各号の活動が、各項目のいずれかの削減を含む場合は、当該活動は、この部の目的の上で、間接的に温室効果ガス削減の要因となり、若しくはこれに寄与する活動であるとみなす。
- (3) この部は、関連した温室効果ガスの、排出削減又は除去がいずれの場所において発生するかにかかわらず、連合王国内で行われる活動に適用する。

第46条 規則によって定めることのできる、又は定めるべき事項

- (1) 附則第2は、第44条に基く規則によって定めることのできる、又は定めるべき事項を指定する。
- (2) 当該附則の各部は次のことを定める。
- 第1部は、温室効果ガスの排出を内容とする活動、又は直接的若しくは間接的にそのような排出に寄与する活動を制限し、又は制限することを奨励する制度を扱う。
- 第2部は、温室効果ガス排出の削減又は大気からの温室効果ガスの除去を内容とする活動、又は直接的若しくは間接的に当該削減又は除去の要因となり、若しくはこれに寄与する活動を奨励する制度を扱う。
- 第3部は、管理及び施行を扱う。
- (3) 第44条に基く規則は、規則の国王に関する適用をも設けることができる。

機関及び規則

第47条 所管の国家機関

- (1) この条は、この部の目的における「所管の国家機関(the relevant national authority)」を

- 特定する。
- (2) スコットランド議会の立法権限内に属する事項に関しては、スコットランド政府閣僚を所管の国家機関とする。
- (3) 次のいずれかに該当する事項に関しては、ウェールズ政府閣僚を所管の国家機関とする。
- (a) ウェールズ国民議会の立法権限内に属する事項。
- (b) 海洋の油田及びガス田の調査及び開発に関連した活動を除く、温室効果ガスの排出を内容とする活動を、ウェールズにおいて制限し、又は制限することを奨励することに関する事項
- (4) 第3項(b)号は、次の定めるところに従う。
「ウェールズ(Wales)」は、2006年ウェールズ統治法(Government of Wales Act 2006(c. 32))におけるものと同じ意味を有する。
「海洋の油田及びガス田の調査及び開発」は、2005年ウェールズ国民議会(機能の移管)命令(National Assembly for Wales(Transfer of Functions) Order 2005(S.I. 2005/1958))にいうものと同じ意味を有する。
- (5) 1998年北アイルランド法(Northern Ireland Act 1998(c. 47))にいう留保事項に関しては、主務大臣又は所管の北アイルランド政府の省庁を所管の機関とする。
- (6) 北アイルランド議会の立法権限内に属するその他すべての事項に関しては、所管の北アイルランド政府の省庁を所管の機関とする。
- (7) その他すべての事項に関しては、主務大臣を所管の国家機関とする。

第48条 規則制定のための手続き

- (1) この部に基く規則を定めるに先立ち、主務大臣は次のことを行わなければならない。
- (a) 気候変動委員会の助言を得て、これを考慮すること。
- (b) 規則によって影響を受ける可能性が高く、機関が適切と考える者と協議を行うこと。
- (2) 特に、この部に基いて一又は複数の取引期間において取引制度が適用される活動の上限値を設定する規則を定めるに先立ち、国家機関は当該の値に関して気候変動委員会の助言を得て、これを考慮しなければならない。
- (3) この部に基く規則は、次に該当する場合には肯定的決議手続に従う。
- (a) 取引制度を創設するものであること。
- (b) 取引制度が適用される、参加者及び活動の種類を拡張するものであること。
- (c) 取引制度の期間を延長するものであること。
- (d) 取引制度の全体的な要件を、著しくより負担の重いものとするものであること。
- (e) 取引制度の要件を遂行するため、新たな権限を付与するものであること。
- (f) 新たな金銭的ペナルティ若しくはその他の罰則を課し、若しくはそのための規定を設け、又は既存の金銭的ペナルティの額を引き上げるものであること。
- (g) 違反行為を新たに設定し、又は従来違反行為に対する罰を重くするものであること。
- (h) 第一次立法に含まれる法令の規定を、改正し、又は廃止するものであること。
- (4) この部に基く規則は、それが附則第2第31条(上訴)に基く規定を含む最初の規則である場合、肯定的決議手続に従う。
- (5) この部に基くその他の規則は、否定的決議手続に従う。
- (6) 所管の北アイルランド政府の省庁は、主務大臣の同意を得て、1998年北アイルランド法(Northern Ireland Act 1998(c. 47))にいう留保事項にかかわる、この部に基く規則のみを定めることができる。

第49条 規則に関する細則

(1) 附則第3は、この部に基く規則について細則を定めることができる。

(2) 当該附則の各部は次のことを定める。

第1部は、単一の国家機関によって定められた規則を扱う。

第2部は、2又はそれ以上の国家機関によって定められた規則を扱う。

第3部は、枢密院令によって規定を設ける権限を付与する。

その他の補足的規定

第50条 情報

(1) 附則第4は、取引制度の創設を可能とするために、情報を要請する権限を付与する。

(2) 当該附則の第1条から第5条は、2011年1月1日をもって効力を失うものとする。

第51条 指導を行う権限

(1) 所管の国家機関は、取引制度の管理者に対して、指導を行うことができる。

(2) この条に基く指導を行う権限は、当該指導を変更し、破棄する権限を含む。

(3) 管理者は、この条に基いて行われたすべての指導を考慮しなければならない。

第52条 指示を与える権限

(1) 所管の国家機関は、取引制度の管理者に対して、指示を与えることができる。

(2) この条に基く指示を与える権限は、当該指示を変更し、破棄する権限を含む。

(3) 管理者はこの条に基いて与えられたすべての指示を遵守するものとする。

第53条 管理者及び参加者に対する交付金

(1) 国家機関は、次の者に対して交付金を支給し、又は支給するよう取り決めることができる。

(a) 取引制度の管理者

(b) 取引制度への参加者

(2) この条に基く交付金は、支給する国家機関の決定する、又は当該国家機関による取決めに則った条件に従って支給することができる。

第54条 派生的規定を設ける権限

国家機関は、規則によって次のことを定めることができる。

(a) 当該機関が第44条(取引制度)に基く規則によって定めた規定の結果として、同機関が適切と考えるあらゆる法令の改正、廃止又は破棄

(b) 前掲の規定が施行されることに関連して、当該機関が適切と考える過渡的規定及び救済措置

解釈

第55条 第3部の解釈

この部において、以下に掲げる用語の解釈は、当該規定の定めるところによる。

「管理者(administrator)」とは、取引制度に関連して、附則第2第21条に基く規則によって制度の管理者に任命された者をいう。

「参加者(participant)」とは、取引制度に関連して、附則第2第4条又は第15条に基く規則によって制度が適用される者をいう。

「取引期間(trading period)」とは、取引制度に関連して、附則第2第2条又は第13条に基く規則によって制度が運用される期間をいう。

第4部 気候変動の影響と気候変動への適応

国家報告書及びプログラム

第56条 気候変動の影響に関する国家報告書

(1) 現在の及び予測される気候変動の影響による連合王国にとっての危険の評価を内容とする

- る報告書を議会に提出することを、主務大臣の義務とする。
- (2) この条に基く最初の報告書は、この条の施行後3年以内に議会に提出しなければならない。
- (3) それ以降の報告書は、その前の報告書の提出後5年以内に議会に提出しなければならない。
- (4) 主務大臣は、いずれの報告書についても提出の期間を延長することができるが、延長の理由及び報告書が議会に提出される期日を叙述する報告を公表しなければならない。
- (5) 主務大臣は、この条に基く報告書を議会に提出するに先立ち、第57条に基づく気候変動委員会の助言を考慮しなければならない。
- (6) 主務大臣は、他の国家機関にも各報告書を一部ずつ送付しなければならない。

第57条 気候変動の影響に関する報告書に対する気候変動委員会の助言

- (1) 第56条に基く主務大臣のそれぞれの報告書の準備に対して、助言を与えることを気候変動委員会の義務とする。
- (2) 委員会は、この条に基く報告書に関連する助言を、当該報告書を議会に提出すべき最終日(第56条第2項から第4項を参照)の6月以上前に与えなければならない。
- (3) 委員会は主務大臣に対して本書に基く助言を与えるにあたって、他の国家機関にも当該助言を一部送付しなければならない。
- (4) 委員会は、主務大臣に助言を与えた後、合理的に実行可能な限り速やかに、適切と考える態様で当該助言を公表しなければならない。

第58条 気候変動への適応のプログラム

- (1) 次の内容を叙述したプログラムを議会に提出し、第56条に基く最新の報告書の中で確

認された危険に対処することを、主務大臣の義務とする。

- (a) 気候変動への適応に関連した、連合王国の女王陛下の政府の目標
- (b) 前掲の目標を達成するための、政府の提案及び政策
- (c) 当該の提案及び政策が実施される時系列
- (2) 前掲の目標、提案及び政策は、持続可能な発展に寄与するものでなければならない。
- (3) この条に基く各プログラムは、それが関係する第56条に基く報告書が議会に提出された後、合理的に実行可能な限り速やかに、議会に提出されなければならない。
- (4) 主務大臣は、他の国家機関に、各プログラムを一部ずつ送付しなければならない。

第59条 適応に関連した進捗に関する報告

- (1) この条が適用される、第36条に基く気候変動委員会の報告書は、第58条(気候変動への適応)に基いて議会に提出されたプログラムで叙述された目標、提案及び政策の実施に向けた進捗の評価を含まなければならない。
- (2) この条は、主務大臣が第58条に基くプログラムを議会に提出して2年後の報告書に適用する。
- (3) この条はそれ以降、第4項に基く命令に従い、委員会がこの条が適用される報告書を提出した後2年目ごとに、第36条に基づいて提出する報告書に適用する。
- (4) 主務大臣は、命令によって、当該命令が指定した年以降毎年この条が第36条に基く報告書に適用されることを定めることができる。
- (5) 第4項に基く命令は、否定的決議手続に従う。

第60条 気候変動への適応のプログラム：北アイルランド

- (1) 次の内容を叙述したプログラムを北アイル

ランド議会に提出し、第56条に基く最新の報告書の中で確認された危険に対処することを、所管の北アイルランド政府省庁の義務とする。

- (a) 気候変動への適用に関連した、当該省庁の目標
 - (b) 前掲の目標を達成するための、当該省庁の提案及び政策
 - (c) 当該の提案及び政策が実施される時系列
- (2) 前掲の目標、提案及び政策は、持続可能な発展に寄与するものでなければならない。
- (3) この条に基く第2及びそれ以降のプログラムは、先立つプログラムで叙述された目標、提案及び政策の実施に向けてなされた進捗の評価を含まなければならない。
- (4) この条に基く各プログラムは、それが関係する第56条に基く報告書が議会に提出された後、合理的に実行可能な限り速やかに、北アイルランド議会に提出されなければならない。
- (5) 所管の北アイルランド政府省庁は、他の国家機関に、各プログラムを一部ずつ送付しなければならない。

報告機関：分権されていない機能

第61条 報告機関に対する主務大臣による指導

- (1) 主務大臣は、次のことについて、報告機関に対して指導を行うことができる。
- (a) 当該機関の機能に関連して、現在の及び想定される気候変動の影響を評価すること。
 - (b) 当該機関の機能の行使にあたり、気候変動に適応するための提案及び政策を準備すること。
 - (c) これらの目的のために、他の報告機関と協力すること。
- (2) この条は、分権された機能には適用しない。

第62条 報告機関に対する主務大臣による指示

- (1) 主務大臣は、次のものを含む報告書を準備するよう、報告機関に対して指示を行うことができる。
- (a) 当該機関の機能に関連する、現在の及び予想される気候変動の影響の評価
 - (b) 当該機関の機能の行使にあたっての、気候変動に適応するための当該機関の提案及び政策の報告並びに当該の提案及び政策が実施される時系列
 - (c) 以前の報告書の中で叙述された政策及び提案の実施に向けて当該機関によりなされた進捗の評価
- (2) 主務大臣は、2又はそれ以上の報告機関に対して、共同報告を準備するよう指示することができる。
- (3) 主務大臣は、次のことについて指示を与え、特に特定の地域を扱うよう求めることができる。
- (a) 報告書を準備するべき期限
 - (b) 報告書の内容
- (4) この条は、分権された機能には適用されない。

第63条 主務大臣の指示の遵守

- (1) 報告機関は、第62条に基く指示を遵守しなければならない。
- (2) 2以上の報告機関が共同で報告書を準備するよう指示された場合、両機関は当該目的のために相互に協力するための妥当な措置を講じなければならない。
- (3) 報告書を準備するにあたって、報告機関は、関連性のある範囲で次のものを考慮しなければならない。
- (a) 第56条(気候変動の影響に関する報告)に基く最新の報告書
 - (b) 第58条(気候変動への適応のプログラ

ム)に基く最新のプログラム

- (c) 第61条に基いて主務大臣が行った指導
- (4) 次のいずれかに該当する報告機関は、関連性のある範囲で第66条に基いて行われたすべての指導及び第80条(気候変動に関する報告書：ウェールズ)に基く最新の報告書をも考慮しなければならない。
- (a) ウェールズの中で、又はウェールズに関連して行使できる機能を持つこと。
- (b) ウェールズに分権された機能を持つこと。
- (5) 当該の報告機関は、主務大臣に、報告書の一部送付しなければならない。
- (6) 主務大臣は、適切と考える態様で報告書を公表しなければならない。
- (7) 前項の規定は、主務大臣が以下のものを公表することを要請するものではない。
- (a) 次の法令に基き、主務大臣が要請に対して開示を拒否することができる情報
- (i) 2000年情報自由法(Freedom of Information Act 2000 (c. 36))
- (ii) 2004年環境情報規則(Environmental Information Regulations 2004 (S.I. 2004/3391))又はその他の当該規則に置き換わる規則
- (b) 法令により開示が禁止された情報
- (8) 当該の報告機関は、分権された機能以外の機能を行使するにあたっては、報告書に考慮しなければならない。

第64条 分権された機関の同意又は分権された機関との協議

- (1) 主務大臣は、次に該当する機能に関連して、第61条に基く指導を行うか、又は第62条に基く指示を与えるに先立ち、分権された機関の同意を得なければならない。
- (a) 当該分権された機関及び国王の大臣によって、共同で行使することができる機能

であること。

- (b) 当該分権された機関の同意があるときに限って、国王の大臣が行使できる機能であること。
- (2) 主務大臣は、次のいずれかに該当する機能に関連して、第61条に基く指導を行うか、又は第62条に基く指示を与えるに先立ち、分権された機関と協議しなければならない。
- (a) 当該分権された機関によって、国王の大臣と共同することなく行使されることのできる機能であること。
- (b) 当該分権された機関と協議したときに限って、国王の大臣が行使できる機能であること。

第65条 指示を与える権限の行使に関する報告書

- (1) 第62条に基いて報告機関に指示を与える権限を、主務大臣がいかに行使する意図があるか叙述した報告書を議会に提出することを、主務大臣の義務とする
- (2) 報告書は特に、次のことを確認する必要がある。
- (a) 指示が与えられる可能性が高い状況
- (b) 主務大臣が、優先的に指示を与えるべきであるとする機関又は機関の種類
- (3) この条に基く報告書のいかなる記述も、第62条に基く主務大臣の権限行使に影響するものではない。
- (4) この条に基く報告書を議会に提出するに先立ち、主務大臣は報告書によって影響を受ける可能性が高い者と、適切と考える協議を行わなければならない。
- (5) この条に基く最初の報告書は、この法律が成立後12月以内に議会に提出されなければならない。
- (6) それ以降の報告書は、第58条に基く次のプログラムが議会に提出されるまでに、議会

に提出されなければならない。

- (7) 主務大臣は、他の国家機関に、この条に基づく各報告書を一部ずつ送付しなければならない。

報告機関：ウェールズに分権された機能

第66条 報告機関に対するウェールズ政府閣僚による指導

ウェールズ政府閣僚は、次のことについて、報告機関に対して指導を行うことができる。

- (a) 当該機関のウェールズに分権された機能に関連して、現在の及び予想される気候変動の影響を評価すること。
- (b) 当該機関の前号の機能の行使にあたり、気候変動へ適応するための提案及び政策を準備すること。
- (c) これらの目的のために、他の報告機関と協力すること。

第67条 ウェールズ政府閣僚による報告準備の指示

- (1) ウェールズ政府閣僚は、次の内容を含む報告書を準備するよう、報告機関に対して指示を行うことができる。
- (a) 当該機関のウェールズに分権された機能に関連する、現在の及び予想される気候変動の影響の評価
- (b) 当該機関のウェールズに分権された機能に関連する、気候変動へ適応するための提案及び政策の報告及び当該の提案及び政策が実施される時系列
- (c) 先だつ報告書の中で叙述された政策及び提案の当該機関による実施に向けた進捗の評価
- (2) ウェールズ政府閣僚は、2又はそれ以上の報告機関に、共同報告を準備するよう指示することができる。
- (3) ウェールズ政府閣僚は、次のことについて

指示を与え、特に特定の地域を扱うよう指示することができる。

- (a) 報告書を準備すべき期限
- (b) 報告書の内容

第68条 ウェールズ政府閣僚の指示の遵守

- (1) 報告機関は、第67条に基づく指示を遵守しなければならない。
- (2) 2又はそれ以上の報告機関が共同で報告書を作成するよう指示された場合、それらの機関は当該目的のために相互に協力するための適切な措置を講じなければならない。
- (3) 報告書を作成するにあたって、報告機関は、関連性のある範囲で次のことを考慮しなければならない。
- (a) 第56条(気候変動の影響に関する報告)に基づく最新の報告書
- (b) 第58条(気候変動への適応のプログラム)に基づく最新のプログラム
- (c) 第61条に基づいて主務大臣が行った指導
- (d) 第66条に基づいてウェールズ政府閣僚が行った指導
- (e) 第80条(気候変動に関する報告書：ウェールズ)に基づく最新の報告書
- (4) 当該の報告機関は、ウェールズ政府閣僚に、報告書を一部送付しなければならない。
- (5) ウェールズ政府閣僚は、適切と考える態様で報告書を公表しなければならない。
- (6) 前掲の規定は、ウェールズ政府閣僚が以下のものを公表することを要請するものではない。
- (a) 次の規定に基づき、ウェールズ政府閣僚が要請に対して開示を拒否することができる情報
- (i) 2000年情報自由法(Freedom of Information Act 2000 (c. 36))
- (ii) 2004年環境情報規則(Environmental Information Regulations 2004 (S.I. 2004/

3391)) 又はその他の当該規則に置き換わる規則

(b) 法令により開示が禁止された情報

(7) 当該の報告機関は、ウェールズに分権された機能を行使するにあたって、報告書を考慮しなければならない。

第69条 主務大臣の同意又は主務大臣との協議

(1) ウェールズ政府閣僚は、次に該当する機能に関連して、第66条に基く指導を行うか、又は第67条に基く指示を与えるに先立ち、主務大臣の同意を得なければならない。

(a) 国王の大臣がウェールズ政府閣僚、第一大臣又はウェールズ法務総裁と共同で行使することができる機能であること。

(b) 国王の大臣の同意があるときに限って、ウェールズ政府閣僚、第一大臣又はウェールズ法務総裁が行使できる機能であること。

(2) ウェールズ政府閣僚は、次に該当する機能に関連して、第61条に基く指導を行うか、又は第62条に基く指示を与えるに先立ち、主務大臣と協議しなければならない。

(a) 国王の大臣によって、ウェールズ政府閣僚、第一大臣又はウェールズ法務総裁と共同することなく行使できる機能であること。

(b) 国王の大臣と協議したときに限って、ウェールズ政府閣僚、第一大臣又はウェールズ法務総裁が行使できる機能であること。

解釈

第70条 解釈

(1) 第61条から第69条及びこの条において、「報告機関 (reporting authority)」とは次のものをいう。

(a) 公的な性格の機能を有する者又は機関

(b) 次に掲げる法律の規定の目的の上で、法定執行者である、又はそうであると見なされる者

(i) 1990年都市及び農村計画法第11部 (Town and Country Planning Act 1990 (c. 8)) (同法第262条参照)

(ii) 1997年都市及び農村計画(スコットランド)法第10部 (Town and Country Planning (Scotland) Act 1997 (c. 8)) (同法第214条参照)

(c) 1991年計画(北アイルランド)命令 (Planning (Northern Ireland) Order 1991 (S.I. 1991/1220 (N.I. 11))) (同命令の第2条第1項参照) の意味における法定執行者である者

(2) 次のいずれの者も、前掲の各条及びこの条の目的の上で報告機関ではない。

(a) 国王の大臣

(b) 議会いずれかの院

(c) 分権された機関

(d) 分権された立法府

(3) 前掲の各条及びこの条の目的の上で、「分権された機関 (devolved authority)」は次のものをいう。

(a) ウェールズ政府閣僚、第一大臣又はウェールズ法務総裁

(b) スコットランド政府閣僚、第一大臣、スコットランド法務総裁又はスコットランド法務次官

(c) 1998年北アイルランド法 (Northern Ireland Act 1998 (c. 47)) の意味における大臣又は北アイルランド政府省庁

(4) 前掲の各条における報告機関の「分権された機能 (devolved functions)」への言及は、次に該当し、それに関して国王の大臣が機能を行使できない機能への言及とみなす。

(a) ウェールズ国民議会の法令又は法律によって付与若しくは課されている。

- (b) ウェールズ国民議会の法的権限に属し、ウェールズ内で又はウェールズに関連して行使することができる。
 - (c) スコットランド議会の法的権限に属し、スコットランド内で又はスコットランドに関連して行使することができる。
 - (d) 1998年北アイルランド法における移管事項に属し、北アイルランド内で又は北アイルランドに関連して行使することができる。
 - (e) それに関して、分権された機関が機能を行行使することができる。
- (5) 前掲の目的の上で、国王の大臣は、次の理由のみに依拠して当該の報告機関の機能に関連して機能を行行使することができるとは見なさない。
- (a) 国王の大臣が次の規定に基き又は依拠して、当該の報告機関に対して機能を行行使できること。
 - (i) 1972年欧州共同体法 (European Communities Act 1972 (c. 68)) 第2条第2項
 - (ii) 1998年スコットランド法 (Scotland Act 1998 (c. 46)) 第57条第1項又は第58条 (欧州共同体に対する義務及び国際的な義務)
 - (iii) 1998年北アイルランド法第27条又は第28条 (国際的その他の義務)
 - (iv) 2006年ウェールズ統治法附則第3第5条又は同法第82条 (欧州共同体に対する義務及び国際的な義務)
 - (v) 同法第152条 (水等に関する機能についての介入)
 - (b) 報告機関の機能に関連して、分権された機関の機能を行行使するにあたり、国王の大臣の同意が必要とされていること。
 - (c) 報告機関の機能に関連して、分権された機関の機能を行行使するにあたり、国王の大臣と協議しなければならないこと。
- (6) 前掲の条における報告機関の「分権された

機能」への言及は、次に該当する機能への言及とみなす。

- (a) ウェールズ国民議会の法令又は法律によって付与若しくは課されている。
 - (b) ウェールズ国民議会の法的権限に属し、ウェールズ内で又はウェールズに関連して行使することができる。
 - (c) それに関して、ウェールズ政府閣僚、第一大臣又はウェールズ法務総裁が機能を行行使することができる。
- (7) 前掲の目的の上で、ウェールズ政府閣僚、第一大臣又はウェールズ法務総裁は、次の理由のみに依拠して当該の報告機関の機能に関連して機能を行行使することができるとは見なさない。
- (a) 報告機関の機能に関連して、国王の大臣はその機能を行行使するにあたり、ウェールズ政府閣僚、第一大臣又はウェールズ法務総裁の同意が必要とされていること。
 - (c) 報告機関の機能に関連して、国王の大臣の機能を行行使するにあたり、ウェールズ政府閣僚、第一大臣又はウェールズ法務総裁と協議しなければならないこと。
- (8) 前掲の条及びこの条においては、次に定めるところに従う。
- (a) 「ウェールズ法務総裁 (Counsel General)」及び「ウェールズ (Wales)」は、2006年ウェールズ統治法におけるものと同じ意味を有する
 - (b) 「国王の大臣 (Minister of the Crown)」は政府省庁を含む。

第5部 その他の規定

廃棄物削減制度

第71条 廃棄物削減制度

- (1) 附則第5は1990年環境保護法 (Environmental Protection Act 1990 (c. 43)) を改正し、廃棄物削減制度を定める。

- (2) 当該附則によって挿入された規定は、第72条から第75条の規定に則り、施行する。
- (3) 前項に掲げる各条において、「廃棄物削減規定 (the waste reduction provisions)」とは、当該附則によって挿入された規定及びそれらの規定に基く従位立法を意味する。

第72条 廃棄物削減規定：試行

- (1) 廃棄物収集当局が主務大臣に廃棄物削減制度の提案を提出し、主務大臣がこれを廃棄物削減規定の1以上の要素を試行する上で適当として承認した場合、次のことが適用する。
- (a) 主務大臣は、命令によって、当該当局の担当地域を試行地域に指定することができる。
- (b) 当該当局は、当該提案に従って制度を定めることができる。
- (2) 5つを超える地域を、試行地域として定めることはできない。
- (3) 試行地域を指定する命令は、廃棄物削減規定が、当該当局が提案された制度を定め、運用する目的の上で、命令に指定された期間に限って、提案された当該地域において有効であることを定めなければならない。
- (4) 廃棄物削減規定に基き、従位立法を定め、指導を行う権限は、次に従うものとする。
- (a) 試行地域ごとに、異なる規定を設けることができる。
- (b) この条が施行された後、いずれも行使することができる。
- (5) 前掲の従位立法を含む法規文書が、本項を除いて、議会いずれかの院における院内規則の目的の上で、ハイブリッド法規文書として扱われるとき、当該の院においてそうでないものとして手続きを進めることとする。

第73条 廃棄物削減規定：報告書及び審査

- (1) 主務大臣は、各試行地域における廃棄物削減規定の運用に関する報告書を、議会に提出するものとする。

減規定の運用に関する報告書を、議会に提出するものとする。

- (2) 報告書は、各試行地域に関して、次のものを含まなければならない。
- (a) 当該制度の記述及びそれによって定められた規定が他の試行地域の制度によるものと異なる点の記述
- (b) 第72条に基いて主務大臣によって定められた命令の写し一部
- (c) 当該地域に適用する関連する法令及び指導が、次の地域と異なる点の記述
- (i) 他の試行地域
- (ii) 試行地域として明示されていない地域
- (d) 制度の成功又はそれ以外の結果に対する評価
- (3) 報告書は、当該の試行地域又は関連する複数の地域における、廃棄物削減規定の運用についての審査を含まなければならない。

第74条 廃棄物削減規定：中間報告書

- (1) この法律の成立後3年以内に、試行地域に関連して、第73条に基く報告書を提出することが可能でないと主務大臣に思われるとき、主務大臣は当該期間内に議会に中間報告書を提出しなければならない。
- (2) 中間報告書は、次のものを含まなければならない。
- (a) 制度、及びそれによって定められた若しくは定められる規定が他の試行地域の制度によるものと異なる点の記述
- (b) 第72条に基いて主務大臣に定められた命令の写し一部
- (c) 当該地域に適用する関連する法令及び指導が、次の地域と異なる点の記述
- (i) 他の試行地域
- (ii) 試行地域として明示されていない地域
- (3) 制度が施行されていない場合、中間報告書はその実施に向けた進捗の記述を含まなければ

ばならない。

- (4) 前掲以外では、中間報告書は次のものを含まなければならない。
 - (a) 制度運用の記述
 - (b) 合理的に可能であれば、制度の目標達成に向けた進捗の評価

第75条 廃棄物削減規定：展開又は廃止

- (1) 以下の規定は、第73条が1又はそれ以上の試行地域において遵守された場合に適用する。
- (2) 主務大臣は命令によって、次のことを行うことができる。
 - (a) 廃棄物削減規定が、命令に指定された日から全国的に施行されるよう定めること。
 - (b) 試行地域における規定の運用を配慮した上で、主務大臣に必要又は好都合と思われる廃棄物削減規定の改正を定め、改正された規定が命令に指定された日から全国的に施行されるよう定めること
- (3) 改正は、主務大臣に従位立法を定める権限を付与する規定を含む。
- (4) 改正が前掲の規定を含む場合、主務大臣が適切と考える次の規定も含まなければならない。
 - (a) 従位立法を含む委任立法が、議会のいずれかの院の決議に従って無効とされうること。
 - (b) 従位立法を定めるに先立ち、前掲の文書の草案が議会に提出され、いずれかの院の決議によって承認されなければならないこと。
- (5) 第2項に基く命令を定めないことを決定した場合、主務大臣は廃棄物削減規定を廃止する命令を定めなければならない。
- (6) 第2項(b)号又は第5項に基く命令は、肯定的決議手続に従う。

家庭廃棄物の収集

第76条 家庭廃棄物の収集

1990年環境保護法 (Environmental Protection Act 1990 (c. 43)) 第46条 (家庭廃棄物の容器) の第10項の次に次の項を挿入する。

「(11) 廃棄物収集当局は、この条に基く要件に違反した態様で収集に出された廃棄物については、収集する義務を負わないものとする。」

使い捨て買物袋の課金

第77条 使い捨て買物袋の課金

- (1) 附則第6は使い捨て買物袋についての規定を設ける。
- (2) 当該附則の各部分は次のことを定める。
 - 第1部は所管の国家機関に、使い捨て買物袋の課金について、規制を定める権限を付与する。
 - 第2部は民事制裁についての規定を設ける。
 - 第3部は同附則に基く規則に適用する手続きについての規定を設ける。
- (3) 当該附則において、「所管の国家機関 (the relevant national authority)」とは次のものをいう。
 - (a) イングランドに関しては主務大臣
 - (b) ウェールズに関してはウェールズ政府閣僚
 - (c) 北アイルランドに関しては北アイルランド政府環境省
- (4) 当該附則に基く規則は、次に該当する場合、肯定的決議手続に従う。
 - (a) 当該附則に基き、所管の国家機関によって定められる、最初の規則であること。
 - (b) 民事制裁を科する規定、又は民事制裁を科することを定める規定を含むこと。
 - (c) 金銭的ペナルティの額若しくは金銭的ペナルティの最高額を増額する、又は金銭的ペナルティの最高額を決定する基点を変更

する内容であること。

- (d) 第一次立法に含まれる法令を改正又は廃止する内容であること。
- (5) 前掲項に該当しない場合、当該附則に基づく規則は否定的決議手続に従う。

再生可能燃料導入義務制度

第78条 再生可能燃料導入義務制度

附則第7は、再生可能燃料導入義務制度に関連した2004年エネルギー法 (Energy Act 2004 (c. 20)) への改正を含む。

炭素排出削減目標

第79条 炭素排出削減目標

附則第8は、炭素排出削減目標に関連した1986年ガス法 (Gas Act 1986 (c. 44))、1989年電気法 (Electricity Act 1989 (c. 29)) 及び、2000年公共事業法 (Utilities Act 2000 (c. 27)) への改正を含む。

雑則

第80条 気候変動に関する報告書：ウェールズ

- (1) 次に関する報告書を、随時ウェールズ国民議会に提出することを、ウェールズ政府閣僚の義務とする。
- (a) ウェールズにおける温室効果ガスの排出及び気候変動の影響に関連する、ウェールズ政府閣僚の目標
- (b) 前掲の排出及び影響に対応するために、ウェールズ政府閣僚及びその他の者によってとられた活動
- (c) 前掲の排出及び影響に対応するための、ウェールズ政府閣僚及びその他の者にとっての将来的な優先事項
- (2) 報告書は、特に、ウェールズ政府閣僚が第67条 (報告機関に対し、気候変動への適応に関する報告書を準備させる指示) に基づく権限

をいかに行使するかについて、叙述しなければならない。

- (3) この条に基づく報告書のいかなる記述も、前掲の条に基づくウェールズ政府閣僚の権限行使に影響するものではない。
- (4) 第2回以降のこの条に基づく報告書は、先立つ報告書に言及された目標の実施に向けた進捗の評価を含まなければならない。
- (5) この条において「ウェールズ (Wales)」は、2006年ウェールズ統治法におけるものと同じ意味を有する。

第81条 ウェールズにおける気候変動対策報告書

- (1) 2006年気候変動及び持続可能なエネルギー法 (Climate Change and Sustainable Energy Act 2006 (c. 19)) を次のように改正する。
- (2) 第3条の後に次の条を挿入する。
- 「第3A条 ウェールズの地方自治体は気候変動対策報告書を考慮すること
- (1) ウェールズ政府閣僚は、随時、気候変動対策報告書を公表しなければならない。
- (2) ウェールズの地方自治体は、その機能を行行使するにあたって、現行の気候変動対策報告書を考慮しなければならない。
- (3) 「気候変動対策報告書 (climate change measures report)」とは、ウェールズ政府閣僚が次のいずれかの効果を有する又は有するかもしれないと考える、地方自治体の対策についての情報を含む報告書をいう。
- (a) あらゆる種類のエネルギー又はエネルギー源の利用について、効率を向上させること。
- (b) マイクロジェネレーションによって生産されるエネルギー又は熱の量を増加すること。
- (c) 第26条第2項に記載したエネルギー源又は技術に、完全に又は主に依存する設

備によって生産される、エネルギー又は熱の量を増加すること。

(d) 温室効果ガスの排出量を削減すること。

(e) 1人又はそれ以上の者が燃料貧困にある世帯数を削減すること。

(f) 気候変動の影響に取り組むこと。

(4) 気候変動対策報告書を公表するに先立ち、ウェールズ政府閣僚は、適切と考える地方自治体の代表又はその他の者と協議しなければならない。

(5) 気候変動対策報告書における、第6項が適用する地方自治体の対策についての情報の公表には、主務大臣の同意が必要となる。

(6) 本項は、主務大臣が次に関して機能を有し、これをウェールズに関連して行使することができるときに限り、地方自治体の対策に適用する。

(a) 従位立法を制定すること

(b) 指導又は指示を与えること。

(c) 決定又は上告審を行うこと。

(7) この条においては、次の定めるところに従う。

「地方自治体 (local authority)」は、次のいずれかのものをいう。

(a) カウンティ議会

(b) カウンティ・バラ議会

(c) コミュニティ議会

「地方自治体の対策 (local authority measure)」とは、ウェールズの地方自治体が機能を行使する (権限を行使しないとすることをも含む) ために行うあらゆることをいう。」

(3) 同法第3条 (地方自治体は機能を行使するにあたりエネルギーに関する情報を考慮すること) を、次のように改正する。

(a) 見出しを「イングランドの地方自治体はエネルギー対策報告書を考慮すること」に

置き換える。

(b) 第2項において、「地方自治体」の前に「イングランドの」を挿入する。

(c) 第4項の、「地方自治体の対策」において、「地方自治体」を「イングランドの地方自治体」に置き換える。

(d) 第5項において、「ウェールズ国民議会」を省略する。

(e) 第6項において、(b) 号及び (h) 号を省略する。

第82条 以前の報告義務の廃止

2006年気候変動及び持続可能なエネルギー法第2条 (温室効果ガス排出に関する年次報告書) を廃止する。

第83条 報告に関する指導

(1) 主務大臣は、自らが責任を持つ活動によって排出を行う者が、これに関して報告を行うことを援助するために、温室効果ガス排出の測定又は計算に関する指導を公表しなければならない。

(2) 当該指導は2009年10月1日以前に公表しなければならない。

(3) 主務大臣は、随時、この条に基く指導を改訂したもの、すなわち指導改訂版を公表することができる。

(4) この条に基く指導又はその改訂版を公表するに先立ち、主務大臣は他の国家機関と協議しなければならない。

(5) この条に基く指導又はその改訂版は、主務大臣が適切と考える態様で公表することができる。

第84条 気候変動目標に対する報告の貢献に関する報告書

(1) 主務大臣は次のことをしなければならない。

- (a) 温室効果ガス排出に関する報告が、連合王国の女王陛下の政府の気候変動に関連した目標を達成する上で果たした貢献を審査すること。
- (b) 審査の結論を記載した報告書を、議会に提出すること。
- (2) 報告書は、2010年12月1日以前に議会に提出しなければならない。
- (3) この条を遵守するにあたって、主務大臣は他の国家機関と協議しなければならない。

第85条 企業による報告についての規則

- (1) 主務大臣は、2012年4月6日以前に、次のいずれかのことをしなければならない。
 - (a) 2006年企業法第416条第4項に基き、営業責任者による企業報告書が、当該企業が責任を有する活動によって排出した温室効果ガスの排出について指定された情報を含むことを求める規則を定めること。
 - (b) 前掲の規則を定めなかった理由を説明する報告書を、議会に提出すること。
- (2) 規則で指定された企業及び排出に関連した規定を含む規則が定められたとき、第1項(a)号は遵守されたものとする。

第86条 国有地に関する報告書

- (1) 2008年から毎年において、国有地の一部を形成する建築物の、効率及び持続可能性の向上に向けた当該年における進捗の評価を含む報告書を議会に提出することを、財務省の義務とする。
- (2) 報告書は、特に、当該年における次に向けた進捗の評価を含まなければならない。
 - (a) 国有地を削減すること。
 - (b) 国有地の一部を形成する建築物が、エネルギー性能評価における上位4分の1に入るようにすること。
- (3) エネルギー性能評価における上位4分の

- 1に入らない建築物が国有地の一部になった場合、報告書は当該建築物が国有地の一部になった理由を、叙述しなければならない。
- (4) この条に基く報告書は、関連する年の次の年の6月1日以前に、議会に提出されなければならない、
- (5) この条において、「建築物 (building)」とは、その内部のすべて又は一部の冷暖房のためにエネルギーを使用する建築物をいう。
- (6) この条の目的の上で、次の場合、建築物は国有地の一部であるとする。
 - (a) 中央政府の統治の目的で使用されている。
 - (b) この法律成立の時点で、財務省がその効率及び持続可能性に関して責任を持つ種類の建築物である。
- (7) 財務省は、命令によって、指定された種類の建築物を、この条の目的の上で国有地の一部であるか、又はそうでないものとして扱うよう定めることができる。
- (8) 前掲の命令は、肯定的決議手続に従う。

第87条 温室効果ガスの排出を相殺する大臣及び省庁の権限

- (1) この条が適用される機関は、次のものを表す単位及び当該単位の利益を取得し、処分することができる。
 - (a) 温室効果ガス排出量の削減
 - (b) 大気中からの温室効果ガスの除去量
 - (c) 温室効果ガス排出量の上限を課す制度又は取決めに基いて許可された、当該ガスの排出量
- (2) この条は次の機関に適用する。
 - (a) 国王の大臣又は政府省庁
 - (b) スコットランド政府閣僚
 - (c) ウェールズ政府閣僚
 - (d) 北アイルランド政府省庁
- (3) 財務省が前掲の単位及び当該単位の利益を

取得した場合、当該単位は処分されるまでの間、財務省を構成する人員によって所有されているものとして扱う。

第88条 公害に関連した犯罪の罰金

- (1) 2005年清潔な地域及び環境法第105条第2項(2003年刑事司法法(Criminal Justice Act 2003 (c. 44))第151条第1項が施行されるまでの間、同条第1項(b)号によって定められた1999年公害防止及び管理法(Pollution Prevention and Control Act 1999 (c. 24))に基づく規則による罰金の最高額増額を延長する)を第1項(a)号に置き換える。
- (2) 2007年環境許可(イングランド及びウェールズ)規則(Environmental Permitting (England and Wales) Regulations 2007 (S.I. 2007/3538))第39条第2項(a)号(2003年刑事司法法第154条第1項の施行前に犯された犯罪に対する略式起訴による罰金最高額)は破棄する。

第6部 一般の補足規定

温室効果ガス排出に関連する規定を適用する 地理的範囲

第89条 温室効果ガス排出に関連する規定が 適用される地理的範囲

- (1) この法律の温室効果ガス排出に関連する規定は、連合国内における発生源による排出若しくはその他の発生事項と同様に、次の場所の上又は下における発生源による排出若しくはその他の発生事項に適用する。
 - (a) 連合王国の沿岸水域
 - (b) 大陸棚の連合王国の領域
- (2) 第1項においては、次の定めるところに従う。

「連合王国の沿岸水域(UK coastal waters)」とは、連合王国に隣接する領海の境界線から陸に向かう領域をいう。

「大陸棚の連合王国の領域(the UK sector of

the continental shelf)」とは、1964年大陸棚法(Continental Shelf Act 1964 (c. 29))第1条第7項で明示された領域をいう。

- (3) この条は第30条(規則によって規定されない限り、この部の目的の上で、国際航空及び国際海運による排出を連合王国を発生源として生じる排出として扱わないこと)に従うものとする。

命令及び規則

第90条 命令及び規則

- (1) この法律に基づく命令及び規則は、以下の規定に従い、委任立法によって定めなければならない。
- (2) 第3部(取引制度)又は附則第6(使い捨て買物袋の課金)に基いて規則を定める北アイルランド政府省庁の権限は、次の規定に従う。
 - (a) 委任立法が、他の国家機関によって定められた又は定められる予定の前掲の部又は附則に基づく規則を含むときに限り、委任立法によって行使することができる。
 - (b) 前掲以外の場合、1979年委任規則命令(Statutory Rules (Northern Ireland) Order 1979 (S.I. 1979/1573 (N.I. 12)))の目的の上での委任規則によって行使することができる。
- (3) この条に基づく命令は次のことができる。
 - (a) 異なる事情又は状況ごとに、異なる規定を設けること。
 - (b) 補足的、付随的及び派生的規定を含めること。
 - (c) 過渡的な規定及び救済措置を定めること。
- (4) この法律に基づく命令によって定めることのできる規定は、規則によっても定めることができる。
- (5) この法律に基づく規則によって定めることのできる規定は、命令によっても定めることが

できる。

第91条 肯定的及び否定的決議手続

- (1) この法律に基く命令又は規則が「肯定的決議手続」に従う場合、当該の命令又は規則は、それらを含む委任立法の草案が議会各院に提出され、各院の決議によって承認されない限り、定めることはできない。
- (2) この法律に基く命令又は規則が「否定的決議手続」に従う場合、当該の命令又は規則を含む委任立法は、議会各院の決議に従って効力を失う。
- (3) この法律に基き、命令又は規則で定めることのできる規定であって否定的決議手続に従うものは、肯定的決議手続に従う命令又は規則によっても定めることができる。
- (4) この条は次の規則には適用しない。
 - (a) 第3部(取引制度)(附則第3も参照)に基く規則
 - (b) 附則第6(同附則第3部も参照)に基く規則

解釈

第92条 「温室効果ガス」の意味

- (1) この法律において、「削減対象とされた温室効果ガス(targeted greenhouse gas)」とは次のものをいう。
 - (a) 二酸化炭素(CO₂)
 - (b) メタン(CH₄)
 - (c) 亜酸化窒素(N₂O)
 - (d) ハイドロフルオロカーボン(HFCs)
 - (e) パーフフルオロカーボン(PFCs)
 - (f) 六フッ化硫黄(SF₆)
 - (g) 主務大臣は、命令により、第1項における「温室効果ガス」の定義を修正し、同項に記載されたガスに新しいものを加えることができる。
- (3) この権限は、欧州又は国際レベルの協定又

は取決めが、新規追加されるガスが気候変動に寄与していることを認識していると主務大臣に思われるときに限り、これを行行使することができる。

- (4) この条に基く命令は、否定的決議手続に従う。

第93条 二酸化炭素換算で行う排出の計量

- (1) この条の目的の上で、温室効果ガスの排出、排出の削減及び大気中からの温室効果ガスの除去は、二酸化炭素換算トンによって計量又は計算される。
- (2) 「二酸化炭素換算トン(tonnes of carbon dioxide equivalent)」とは、1メートルトンの二酸化炭素、又は地球温暖化の効果においてこれに相当する(国際的な炭素排出報告の慣行に一致して計算された)量のその他の温室効果ガスをいう。

第94条 「国際的な炭素排出報告の慣行」の意味

- (1) この法律において、「国際的な炭素排出報告の慣行(international carbon reporting practice)」とは、国連気候変動枠組条約議定書、又は主務大臣が命令によって指定した、その他の欧州若しくは国際レベルの協定若しくは取決めの目的のために行われる報告に関連して、受け入れられた慣行をいう。
- (2) この条に基く命令は、否定的決議手続に従う。

第95条 「国家機関」の意味

- (1) この法律において、「国家機関(national authority)」とは、次のものをいう。
 - (a) 主務大臣
 - (b) スコットランド政府閣僚
 - (c) ウェールズ政府閣僚
 - (d) 所管の北アイルランド政府省庁

(2) この法律によって、「国家機関」に付与若しくは課された機能は、すべての該当機関によって共同で行使することができるものとする。

第96条 「所管の北アイルランド政府省庁」の意味

- (1) この法律において、ある事項又は規定に関して、「所管の北アイルランド政府省庁 (relevant Northern Ireland department)」とは、当該の事項又は場合により、当該規定が関連する事項について責任を有する北アイルランド政府省庁をいう。
- (2) 2以上の省庁が責任を有する場合は、そのすべてを指すものとする。
- (3) ある事項について責任を負う北アイルランド政府省庁については、北アイルランド大蔵人事省が決定するものとする。

第97条 副次的な定義

この法律においては、次の定めるところに従う。

「分権された立法府 (devolved legislature)」とは、次のものをいう。

- (a) スコットランド議会
- (b) ウェールズ国民議会
- (c) 北アイルランド議会

温室効果ガスに関連して「排出 (emissions)」とは、人為的活動に起因する当該ガスの大気中への排出をいう。

「法令 (enactment)」とは、次のものをいう。

- (a) 1978年解釈法 (Interpretation Act 1978 (c. 30)) の意味において、従位立法に含まれる法令
- (b) スコットランド議会の制定法、又は当該の法律に基いて定められた法規文書に含まれる法令
- (c) 北アイルランドの法律、又は当該の法律

に基いて定められた法規文書に含まれる法令

- (d) ウェールズ国民議会の法律及び、又は当該の法律に基いて定められた法規文書に含まれる法令

「欧州法 (European law)」とは、次のものをいい、「欧州の政策 (European policy)」はこれに対応する意味を有する。

- (a) 共同体諸条約によって、又はこれらに基いて、これまでに創設されたか、又は生じたすべての権利、権限、法的責任、義務及び制限
- (b) 共同体諸条約によって、又はこれらに基いて、随時定められたすべての救済措置及び手続き

法令に関連する「修正 (modifications)」は、当該法令の改正又は省略を含む。

「第一次立法 (primary legislation)」とは、次のものをいう。

- (a) 議会制定法
- (b) スコットランド議会の制定法
- (c) ウェールズ国民議会の法律
- (d) 北アイルランドの法律

第98条 定義された表現の索引

この法律において、以下の表現は、指示された規定によって定義又は説明されるものとする。

「1990年基準 (The 1990 baseline)」は、第1条第2項

「管理者 (administrator)」(第3部における) は、第55条

「管理者 (administrator)」(附則第6における) は、附則第6第6条第1項及び第4項

「肯定的決議手続 (affirmative resolution procedure)」は、(第3部及び附則第6を例外として) 第91条第1項

「1年分 (annual equivalent)」は、ある時期の炭

素割当に関連して、第5条第2項
「割当期間(budgetary periods)」(第1～2部)は、
第4条第1項
「炭素割当(carbon budget)」(第1～2部)は、
第4条第1項
「炭素排出量(carbon unit)」(第1～2部)は、
第26条第1項
「委員長(chair)」(附則第1)は附則第1第1条
第1項
「民事制裁(civil sanction)」(附則第6)は、附則
第6第9条第3項
「委員会(the Committee)」(第2部)は、第32条
「ウェールズ法務総裁(Counsel General)」(第
61～70条)は、第70条第8項
「副委員長(deputy chair)」(附則第1)は附則第
1第2条
「分権された機関(devolved authority)」(第61
～70条)は、第70第3項
「分権された機能(devolved functions)」は、報
告機関に関連して(第61～69条)、第70条第
4項及び第5項
「分権された立法府(devolved legislature)」は、
第97条
「ウェールズに分権された機能(devolved Welsh
functions)」は、報告機関に関連して(第61～
69条)、第70条第6項及び第7項
「裁量的要件(discretionary requirement)」(附則
第6)は、附則第6第12条第3項
「配電業者(electricity distributor)」(附則第4)
は、附則第4第2条第3項
「発電業者(electricity supplier)」(附則第4)は、
附則第4第2条第2項
「排出(emissions)」は、第97条
「法令(enactment)」は、第97条
「環境関連機関(environmental authority)」(附
則第4)は、附則第4第1条第2項
「欧州法(European law)」は、第97条
「欧州の政策(European policy)」は、第97条

「年度(financial year)」(附則第1)は、附則第1
第23条
「定額罰金(fixed monetary penalty)」(附則第6)
は、附則第6第10条第3項
「温室効果ガス(greenhouse gas)」は、第92条
「国際的な炭素排出報告の慣行(international
carbon reporting practice)」は、第94条
「国王の大臣(Minister of the Crown)」(第61～
70条)は、第70条第8項
「修正(modifications)」は、法令に関連して、
第97条
「国家機関(national authority)」は、第95条
「否定的決議手続(negative resolution proce-
dure)」(第3部及び附則第6を例外として)は、
第91条第2項
「連合王国の純炭素勘定(net UK carbon acco-
unt)」(第1部及び第2部)は、第27条第1項
特定期間における「連合王国の二酸化炭素純
排出量(net UK emissions)」(第1部及び第2部)
は、第29条第1項
「金銭以外の裁量的要件(non-monetary discre-
tionary requirement)」(附則第6)は、附則第6
第12条第4項
「参加者(participant)」(第3部)は、第55条
「潜在的参加者(potential participant)」(附則第
4)は、附則第4
「第一次立法(primary legislation)」は、第97条
「所管の国家機関(the relevant national autho-
rity)」(第3部)は、第47条
「所管の国家機関(the relevant national autho-
rity)」(附則第6)は、第77条第3項
「所管の北アイルランド政府省庁(the relevant
Northern Ireland department)」は、第96条
「報告機関(reporting authority)」(第61～70条)
は、第70条第1項及び第2項
「販売者(seller)」(附則第6)は、附則第6第3条
「使い捨て買物袋(single use carrier bag)」(附
則第6)は、附則第6第5条

「指定された (specified)」(附則第6) は、附則第6第3条第4項

「削減対象とされた温室効果ガス (targeted greenhouse gas)」(第1部及び第2部) は、第24条第1項

「取引期間 (trading period)」(第3部) は、第55条

「取引制度 (trading scheme)」は、第44条第2項
「連合王国による排出 (UK emissions)」とは、ある温室効果ガスに関連して(第1部)、第29条第1項

「連合王国による除去 (UK removals)」とは、ある温室効果ガスに関連して(第1部)、第29条第1項

「変動制金銭的ペナルティ (variable monetary penalty)」(附則第6) は、附則第6第12条第4項

「ウェールズ (Wales)」(第61～70条) は、第70条第8項

「廃棄物削減規定 (the waste reduction provisions)」(第72～75条) は、第71条

最終規定

第99条 適用範囲

- (1) この法律は、以下に記載する規定を除いて、連合王国全体に適用するものとする。
- (2) この法律における次の規定は、イングランド及びウェールズに限って適用する。
 - (a) 第71条から75条及び附則第5(廃棄物削減制度)
 - (b) 第76条(家庭廃棄物の収集)

(c) 第81条(ウェールズにおける気候変動対策報告書)

(d) 第88条(公害に関連した犯罪の罰金)

(3) 第77条及び附則第6(使い捨て買物袋の課金) は、イングランド、ウェールズ及び北アイルランドに限って適用する。

(4) 第79条及び附則第8(炭素排出削減目標) は、イングランド、ウェールズ及びスコットランドに限って適用する。

第100条 施行

- (1) 第1部(炭素ガス排出量削減目標及び炭素割当)、第2部(気候変動委員会)及びこの部は、この法律成立の日をもって施行する。
- (2) 第71条第1項及び附則第5(廃棄物削減制度) は、第72条から75条の規定に則り施行する。
- (3) 第81条(ウェールズにおける気候変動対策報告書) は、ウェールズ政府閣僚が命令によって定めた日に施行する。
- (4) 第82条(それ以前の報告義務の廃止) は、2009年1月1日に施行する。
- (5) この法律のその他の規定は、この法律が成立した日から起算して2月経過した後に施行する。

第101条 略称

この法律の略称は2008年気候変動法とする。

(おかひさ けい・海外立法情報課)